

令和6年第3回若狭町議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月10日若狭町議会第3回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川 暢一 君	2番	川島 富士夫 君
3番	西村 毅 君	4番	倉谷 明 君
5番	増井 文雄 君	6番	藤田 正美 君
8番	熊谷 勘信 君	9番	島津 秀樹 君
10番	辻岡 正和 君	11番	坂本 豊 君
12番	今井 富雄 君	13番	北原 武道 君
14番	松本 孝雄 君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本 隆司 書記 堀田 美名子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡辺 英朗	副 町 長	二本松 正 広
教 育 長	松宮 毅	会 計 管 理 者	三宅 宗 左
総 務 課 長	竹内 正	総合政策課長	岸本 晃 浩
観光商工課長	田中 啓 司	税務住民課長	中西 みや子
環境安全課長	中村 辰 也	福 祉 課 長	山口 勉
子育て支援課長	旭 明 男	健康医療課長	池田 和 哉
建 設 課 長	吉村 卓 也	上下水道課長	飛 永 浩 志
産業振興課長	中村 和 幸	パレア文化課長	山本 裕 之
歴史文化課長	松宮 登志次	教育委員会事務局長	宮田 雅 秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

(午前 9時14分 開会)

○議長（辻岡正和君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、坂本 豊君、12番、今井富雄君を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（辻岡正和君）

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、6名の皆さんから通告がありました。

簡潔な質問、答弁をお願いします。

一般質問の順序は、1番、谷川暢一君、2番、川島富士夫君、4番、倉谷 明君、8番、熊谷勘信君、9番、島津秀樹君、13番、北原武道君の順に質問を許可します。

それでは、1番、谷川暢一君。

谷川暢一君の質問時間は10時17分までとします。

○1番（谷川暢一君）

早速ですが、通告に基づき、質問させていただきます。

まずは、教員の働き方改革の一環として、全国で取り組まれている中学部活動の地域移行について、現在の進行状況をお伺いします。

令和4年の3月議会定例会、また、同年12月議会定例会と、これまで二度にわたり質問をしてきました中学部活動の地域移行についてですが、取組が始まり約2年が経過しております。中学1年生だった生徒が3年生となり、この6、7月から始まる夏季大会が中学最後の大会（公式戦）となる生徒も多いかと思えます。

私は、かねてより、「教員の働き方改革の一環として始まった取組ではあるが、そのしわ寄せが生徒・子どもたちに及ばないように」と訴えてきました。

それに対し、町は、「国・県の支援の動向を注視しながら、生徒への十分な配慮とともに検討し進めていく。また、大会参加に対しては、これまでどおりの支援も続けていく。」とのことでした。

そこで、質問です。

まず、現時点での福井県内の中学部活動地域移行と進行状況はどうでしょうか。

また、県の中体連主催の大会への民間クラブとしての参加状況も併せてお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えします。

中学校の部活動については、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場であると考えています。

一方、これまでの部活動は、教師による献身的な勤務のもとで成り立ってきましたが、休日を含め長時間労働の要因であることや、指導経験のない教師にとって、多大な負担であるとともに、生徒にとっては、十分な指導が受けられない場合も考えられます。これらから、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革の一環として、国のガイドラインに基づき、休日部活動の地域移行を進めているところであります。

なお、現時点での県内の進行状況等につきましては、教育委員会事務局長に答弁させます。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、現時点での県内の進行状況などについて御説明させていただきます。

県内の中学校部活動の地域移行の状況についてですが、福井県中体連への加盟校は78校で、部活動設置数は25種目、合計で714部活動となっております。うち、令和5年度末までに地域移行をしているものが186部活動となっており、およそ26%が休日の部活動を地域移行したことになっております。

また、中体連の大会への民間クラブの参加状況ですが、令和6年度に参加予定のクラブ数は41クラブとなっております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1 番（谷川暢一君）

約4分の1の部活動が休日地域移行し、41の民間クラブは中体連の大会に参加しているとのことですが、では、現在、若狭町内全ての中学部活動の地域移行への取組はどこまで進んでいるのでしょうか。

また、若狭町内にある民間クラブの中体連主催への大会の参加状況も併せてお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町内における休日の中学校部活動の地域移行への取組につきましては、昨年度、総括コーディネーターを設置し、両中学校の関係者やスポーツ協会の代表の方々に参加していただき、部活動地域移行検討委員会を立ち上げ、令和8年度の休日部活動への完全移行に向けて、それぞれの部活動の移行スケジュールを作成したところであります。

令和5年度末の地域移行の状況につきましては、三方中学校の剣道部と上中中学校のソフトボール部がモデル部活動として休日部活動の地域移行をしております。

また、上中中学校ソフトボール部につきましては、「わかさSBC」として、地域クラブを設立し、休日の活動や中学校体育連盟主催の大会などに参加しております。

そのほかの部活動につきましては、移行スケジュールに基づき、各種目競技団体等の協力のもと、地域移行を進めているところで、新たに三方中学校の野球部が地域クラブを設立し、大会などに参加される予定となっております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1 番（谷川暢一君）

民間クラブとしての中体連の大会への参加も徐々に始まっており、「部活動地域移行検討委員会」により、令和8年度に休日部活動完全移行に向けて進めているということですが、現在、まずは休日の部活動を地域に移行することについて取り組んでいる段階かと思いますが、町としては、いつまでにどこまでの状態になることを最終目標と設定しているのでしょうか。保護者からは、部活動が平日、休日問わず、完全に民間移行してしまうと、どうしても勝利至上主義といいますか、試合に勝つことだけが全てになっていき、関わりにくいものになるおそれがあるのではという声も上がっております。もちろん、勝つことを目標に切磋琢磨することは大変大切なことですが、学校という身

近なところでスポーツや文化活動で授業以外でより深く関われる機会がなくなり、部活動というものが、いい成績をおさめたいという強い意思を持った者だけの、よりハードルの高い存在になってしまうことが懸念されます。よりハードルの高い存在になってしまうことだけではなくて、放課後の課外活動として、勝ち負けにこだわらず、気軽にスポーツや文化活動に親しめる形態を残していくことも学校教育としては必要ではないでしょうか。町の考えをお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、御質問にお答えします。

中学校の休日部活動地域移行につきましては、現段階では、国のガイドラインに基づき、令和8年度の休日完全移行に向けて進めているところであります。

また、議員の御指摘のとおり、部活動は、放課後の課外活動として気軽にスポーツや文化活動に親しめる一面も有しており、平日の部活動については、これまでどおり学校教育の一環として継続して実施することとしております。

したがいまして、生徒にとっては、平日の部活動と休日に地域移行が図られた異なるスポーツ等に取り組むことも可能となります。

具体的に申し上げますと、平日の部活動は陸上部に所属し、休日は地域移行された野球クラブなどに取り組むことが可能となります。しかしながら、中学校部活動の地域移行については、地域移行後の持続可能な運営体制の確立や指導者の質と量の確保、また、各種大会への参加方法や保護者負担など、まだまだ課題も多いことから、国や県の動向を注視しながら、また、競技団体等との調整を図りながら進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

間口を広く、ハードルを低くして、より多くの子どもたちがスポーツや文化活動に関われる余地を残していくことも重要かと考えます。そういうことをきっかけに、これからどう発展していくのか分からない、その可能性の機会を摘んでしまわないようやってほしいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

ここまでは「教員の働き方改革」に関する質問でしたが、ここからは「休み方改革」

という形になります。

ラーケーションへの考えについて伺います。

あまり聞き慣れない言葉かと思いますが、ラーケーションとは、2023年3月に愛知県において、県全体のワーク・ライフ・バランスの充実を目指す、休み方改革プロジェクトの一環として始まることとなりました。子どもに学びを目的とした平日の休暇取得を認める制度であります。「ラーニング（学習）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた造語で、学びを目的として休暇を楽しむことを目指す新しい学び方・休み方です。「ラーケーションの日」として、事前に学ぶ日程・場所・内容などの届出をすれば、平日でも学校は欠席とはならず、出席停止・忌引等と同じ扱いとなります。

この制度の導入に至った背景には、日本社会における休み方に関する課題認識があります。親が祝・休日に仕事をしている家庭も多く、家族と一緒に過ごす時間がつくりづらいといった課題です。

日本では、ある資料によりますと、有業者のうち土曜日に働いている人の割合が45.5%、日曜日に働いている人の割合は30.4%となっており、保護者と子どもの休みが合わず一緒に過ごすことが難しいことが多い状況にもあります。この制度の活用により、祝休日に仕事をしている親の家族で過ごす時間の増加が見込めます。また、保護者の休み方改革の促進にもつながり、子どものラーケーションの日に合わせて平日に有給休暇を取得する保護者の増加が期待できます。

さらに、この制度が広く活用されるようになれば、これまで平日ガラガラだった観光地に子ども連れの家族が訪れるようになり、地域経済の活性化も見込め、週末や長期の連休に集中していた旅行需要が平準化することで混雑を避けられる等の効果もあります。宿泊業や飲食サービス業の労働生産性も高まり、つまり「休みを取る」ことが結果的に地域経済を回すことにつながるのです。

愛知県では、名古屋市以外の53市町が賛同し、順次、導入しております。確かに今のところ、賛否両論はありますが、全国の自治体にもじわじわと広がりを見せる傾向にあるようです。この今までにない全く新しい制度への若狭町としての取組の考えを伺います。

まず、町は、教育行政という観点からは、このラーケーションという制度をどのように考えているのでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、御質問にお答えします。

県の教育長会議でも、愛知県のラーケーションの取組について情報を共有する機会がありました。現段階では、ラーケーションについて積極的に取り組む予定はありません。

愛知県内の自治体で唯一、ラーケーションの導入を見送った名古屋市では、家庭などの様々な事情で、休みが「とれる子」と「とれない子」の差が生じるので公平性に欠けると考えているほか、学校生活等で話題になったとき、「とれない子」がその様子をどのように感じるのかなど、懸念していると聞いております。

また、学校を休むことにより、学習の遅れが生じるため、家庭での自習によって、この遅れを補う必要があります。

さらには、児童・生徒がラーケーションの日を届け出ること、教員には新たな手続の負担が発生します。ラーケーションは、保護者にとって新たな休息の形を提供し、家族との絆を深める機会を増やし、多様な働き方がある現代において、子どもと保護者が一緒に経験や探究の学びや活動を行い過ごすことのできる「新しい休暇のかたち」とも言えます。教育委員会としましては、愛知県等の先行事例の状況なども参考にしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1 番（谷川暢一君）

県の教育長会議では、話題には上がったが、今のところ、関心はないようであり、若狭町においても先行事例の状況を参考に様子を見ていくとのことですが、今年の夏、7月31日から8月2日に、福井県において全国知事会議が開催される予定となっております。

その日程の一つとして、愛知県知事がリーダーとなっている「休み方改革プロジェクトチーム」によるセッションが行われ、休み方改革のさらなる推進が図られるということです。

現在の若狭町では、町の行事だけにとどまらず、各集落においても、休日に行事、イベント、奉仕活動などの作業があることが多く、集落自治を担う世代においては、その準備、運営、片づけなどで休日がつぶれてしまうということもよくあるのが現実であります。全国知事会議でも話し合われている「休み方改革」の一環としてのラーケーションという制度を若狭町としてどう考えているのでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えします。

人口が減少していく中で、自治会や各種団体などの運営に、今後、町民の皆様一人一人が担う負担が大きくなっていくことが想定されます。

このラーケーションの取組は、親子で休みを合わせることで、一緒に過ごせる機会を増やすとともに、保護者の有給休暇の取得を促進し、休みやすい環境をつくれる効果があります。併せて、休日の地域活動への積極的な関与が期待できるなど、休み方改革の一つの先進的事例であると考えられます。

ラーケーションの実施については、教育機関と雇用者側の理解も必要となることから、既に実施されている自治体の状況を踏まえ、まずは全国知事会議で提言される内容を見守っていきたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1 番（谷川暢一君）

まずは、全国知事会議の内容を見守っていくとのことですが、職場での平日の休暇というのはなかなか取りにくいのが日本の現状かと思います。

こういった、今までとは全く違う新しい制度を他に先駆けて取り組んでいくことが住みやすいまちとしてのアピールにつながるのではないのでしょうか。

では、このラーケーションを利用して、休暇取得を予定している家族をターゲットにした平日の観光客の誘致活動が全国的にも見受けられるようになってきました。当町には、子どもの学びに役に立つであろう観光地、施設が本当に多数、存在すると思います。この平日の観光客誘致の面から見たラーケーションという制度をどう考えますか。

○議長（辻岡正和君）

田中観光商工課長。

○観光商工課長（田中啓司君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えいたします。

ラーケーションの利用が進むことは、旅行需要の平準化、分散化の機会と捉えて、平日はさらに観光地に誘客を図るチャンスになると考えております。既に町内においても民間の事業者がラーケーションの対象となり得るプログラムを提供しているケースもあります。町内において、ラーケーションの対象となり得る観光地、観光施設では、自然を学ぶ場所として、三方五湖や河内川ダム周辺などで、ただ単に景色を見るだけでなく、

カヌーやサップなど、アクティビティ体験を通じて、子どもたちにとっての自然のすばらしさを学ぶ絶好の機会になると思われます。

ほかにも、歴史を学ぶ場所として、熊川宿では、町の成り立ちや建物の形などから、当時の宿場町の様子や人の暮らしについても学ぶことができます。

また、縄文博物館では、まが玉づくりなど、魅力ある体験学習等のプログラムを多く提供してきております。

ほかにも、年縞博物館や海浜自然センター、瓜割の滝など、若狭町の観光地の多くは子どもたちの学びにつながる要素を有しています。

今後、この取組が広がれば、町内の観光事業者に対して、ラーケーションの意義について周知するとともに、平日における施設等の特徴を活かしたプログラムの充実に向けて取り組むなど、観光の視点から観光誘客につなげてまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1 番（谷川暢一君）

観光という面からは、大変前向きな姿勢が感じられました。平日の観光客誘致にどんどん活用してってもらいたいと思いますが、「ラーケーションを利用した観光客はウエルカムだが、制度自体の活用は我が町ではやっていない。」というのでは、少しちぐはぐな感じがします。例えば、コロナ禍の頃にあったように、この制度を利用して嶺南嶺北をまたいで宿泊すれば特典がつくなど、県にも率先して働きかけ、町の各課が連携して新しい制度を活用し、町のアピールにつなげていくことを期待しております。

では、次の質問です。

サル群れの捕獲の状況とクマの「指定管理鳥獣」への追加に対する対応についてお伺いします。

昨年12月の議会定例会におきまして、「サル被害対策」と「クマの被害防止対策」について質問をいたしました。

それに対し、サル群れについては、大型檻での捕獲の実施をすすめています。また、クマについては、嶺南地域では保護対象動物であり捕獲は許可されていないが、若狭町内でも出没が見られることから警戒は続けているとのことでした。それぞれについて対策は進んでいるのでしょうか、現在の状況をお伺いします。

まず、三宅区において、大型檻によるサル群れの捕獲の取組が行われておりますが、集落の方々には捕獲補助者として多くの協力をいただいております。また、捕獲までの餌付けのための餌代は地元による負担であるとも聞いております。

このような取組の中、現在までの捕獲の状況と今後の取組について、改善点も含めてお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えします。

昨年11月に三宅区に設置しましたサル的大型檻につきましては、設置後3か月の餌付け期間を設け、2月より本格的に捕獲を行っております。

これまで4回に分けて、35頭のサルを捕獲し、町の捕獲隊員が「止め刺し」により駆除を行っております。三宅区の方々には、「捕獲補助者」として「三宅サル対策組合」を設立し、餌付け・見回り・止め刺し用の檻に猿を誘導するサポートなど、多くの御協力をいただいております。また、その謝礼として、一頭当たり4,000円を捕獲報償費としてお支払いしております。今後は、捕獲頭数の状況やサル群れの動向を注視し、檻の移設についても検討するなど、引き続き取組を続けてまいります。

また、集落ぐるみの捕獲対策を実施しているモデルとして、他集落へも横展開し、今年度は新たに2基を増設する予定であります。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

捕獲の成果が出ているようです。続けて、これからの取組にも期待したいと思いますが、捕獲成果によって、報償費が支払われるまでの餌付け・餌代もばかにならないように聞いております。捕獲実施までの準備費用の支給なども検討していただけると、今後の住民の協力にもつながっていくのではないのでしょうか。お願いしておきます。

では次に、全国各地から、冬眠明けの時期より、クマによる人的被害が過去最高となった昨年度を上回る勢いで報告されております。現在、嶺南地域では生息数が少ないとされ、捕獲は許可されていないようですが、当町においても出没が報告されているようです。

今年4月に環境省はクマを「指定管理鳥獣」に追加し、対策の強化に乗り出しました。これを受け、当町でのクマの被害防止対策への取組に何か変わったことはあったのでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、御質問にお答えします。

全国的なクマによる事故の多発により、環境省は、本年4月16日から、北海道のヒグマと本州のツキノワグマを「指定管理鳥獣」に追加指定しました。

「指定管理鳥獣」に指定されたことで、クマの捕獲や個体数調査に国の交付金が活用できるようになります。これを受けて、福井県では、4月11日に第1回ツキノワグマ出没対策連絡会を開催し、令和7年4月に施行を予定しているクマの「第2種特定鳥獣管理計画」を策定していく旨の報告がありました。この管理計画の策定により、県内での個体数調整等を目的としたクマの捕獲を捕獲報償費を伴って行うことができるようになります。

若狭町としましては、今回の改正を機に県に対し、クマの出没件数の多さや、民家周辺、通学路での出没の危険性などを訴え、「第一種保護獣」として保護を続けるのではなく、「指定管理鳥獣」として個体管理のためのクマの捕獲ができるよう嶺南各市町とともに説明、訴えを行っていきたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

クマの捕獲が可能になるよう、嶺南各市町と連携して県に訴えていくということですが、確かに、他県、他市町の状況を見ると、人的被害が出てからでは遅いように感じております。早急に指定管理鳥獣としての対策が活用できるよう、県への働きかけを続けていてもらいたいとお願いしておきます。

それでは、次の質問に移ります。

町デジタルポイント推進について質問します。

本年度より若狭町では、「町デジタルポイント推進協議会」が主体となり、健康づくり推進事業の一環として、社会貢献型健康づくり「SDGs みんな de ハッピー健康ポイント」という新しい事業を実施しているとのことですが、この事業に関しては、若狭町公式LINEの登録促進や県のデジタル地域通貨「はぴコイン」を活用した「わかサイフ」とのポイント連携もあるようで、これからますます重要となるDX推進にもつながる新たな取組として大いに期待をしております。しかし、まずは多くの町民に周知し、興味を持って参加していただくことが必要になると思われます。どのように推進を図っていくのかを伺います。

まず、実施主体となる「町デジタルポイント推進協議会」とはどういった組織なので

しょうか。この事業の概要と併せてお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えします。

若狭町デジタルポイント推進協議会は、住民の皆様をはじめ、地域、企業などとの連携によるデジタルポイント事業に取り組むため、行政、商工会、スポーツ関係団体、健康づくり関係団体、企業などに御参画いただき、本年、設置させていただきました。

この協議会では、デジタルを活用し、暮らしの中に溶け込んだ健康づくり活動を推進し、健康的な生活の確保、健康寿命の延伸を図ることを目的に、「SDGs みんなでハッピー健康ポイント」、愛称「ハピポ」を実施しております。「ハピポ」は、若狭町LINE公式アカウントを活用しており、町内に在住、在勤、在学されておられる方を対象に登録制となっております。

御登録いただいた方は、日常活動として、例えば6,000歩を歩く、あるいは1日1回体操をするなど、事前に設定した運動目標を達成した場合や、日々の体重測定、血圧の測定、食事において減塩に心がけたかどうかや野菜をしっかりと食べたかどうかなど、5つの項目において、それぞれ自己申告によりポイントが付与されます。

また、参加活動として、町や事業所が実施する各種健診の受診や地域が開催する健康イベントへの参加、町内の民間ジムを利用した場合などにそれぞれポイントを貯めることができます。貯めたポイントにつきましては、「子どもたちのために」「地域のために」「自分のために」の3つの使い道に配分して使うことができ、「子どもたちのために」のポイントは、参加者全員から集まったポイントに応じて、町内の各保育園などに絵本や図書をプレゼントいたします。

また、地域のためのポイントは、どの集落に配分するかを選択する仕組みになっており、集落ごとに集まったポイントに応じて各集落に助成金として交付し、集落の活性化に役立てていただけることになっております。

さらに、「自分のために」のポイントは、県地域通貨アプリ「ふくいはいびコイン」（わかサイフ）にチャージされ、町内の登録店舗で商品等を御購入いただけることになっております。

このように、自身の健康づくり活動で取得したポイントを子どもたちや地域に還元できる「社会貢献型」となっている点が「ハピポ」の大きな特徴となっております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1 番（谷川暢一君）

今、世の中では、ポイ活と言われる、様々なところから発行されるポイントを貯め、貯めたポイントを生活に活用することが盛んに行われております。さらに、物の売買や契約だけではなく、課長からも説明がありましたように、歩いた歩数によりポイントが貯まるなどのアプリが企業などから出されていることも見受けられます。今回のこの「ハピポ」事業は、まさに今の時代に即した取組かと思います。また、貯めたポイントを「わかサイフ」にチャージして買い物に使用できることも高く評価できるとともに、「地域のため」や「子どもたちのため」などに使えるところ、また、健康づくりを目的の主体としているところにも自治体に取り組むポイント事業らしさや特色が感じられ、好感が持てると思いました。

では、この「ハピポ」事業は、いかにして多くの町民に知ってもらい、そして、興味を持って積極的に参加してもらえかが重要な鍵になると思われます。どのように推進していくことを考えているのでしょうか。

また、先日のツーデーマーチにおいても登録促進活動が見られましたが、その成果についても併せてお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは、お答えいたします。

「ハピポ」については、周知活動が大変重要であると認識しております。そこで、チラシを全戸に配付するほか、町内の事業所の従業員の皆さんや町内の保育所の保護者の皆さんにも配付するとともに、本町と協定を締結しております生命保険会社にも御協力をお願いし、対象者の方に配付していただいております。

また、「広報わかさ」やホームページ、行政チャンネルでお知らせを行うほか、LINE公式アカウント登録者や商工事業者のメーリングリストを通じてメッセージを配信するなど、電子媒体での広報活動も積極的に行っております。

「ハピポ」については、社会貢献型のポイント事業という全国的にも珍しい取組ということで、新聞やテレビ、ラジオなどでも話題として取り上げていただくなど、メディアを通じたPRも図っております。

参加促進についてであります。 「ハピポ」は、先月開催しました若狭・三方五湖ツーデーマーチの開催日より開始しております。当日、会場では、「ハピポ」の特設ブー

スを設置し、ツーデーマーチの参加者にもポイントを付与することで、約360名の方に登録いただいておりますし、町制20周年を記念した特典も設け、参加を促進しております。

また、今回、「ハピポ」に会社ぐるみで積極的に取り組んでいただける事業所を「パートナー事業所」として登録する制度を設けております。パートナー事業所には、従業員の皆さんなどに対して「ハピポ」への参加促進を行っていただくとともに、ステッカーやPRカードを事業所内に掲示いただくなど、自社の健康経営の推進のほか、参加者拡大のための役割を担っていただいております。

「ハピポ」は、地域での健康イベントや民間ジムの利用においてもポイントが付与されることから、各地域づくり協議会や民間ジムを通じての参加者の拡大を図っており、おかげさまで、6月9日時点で842名の皆さんに御参加をいただいております。

参加者の内訳を見ますと、30代から50代の方が約6割を占めており、若年層の健康意識の高揚を課題としている中で効果を高めていると認識しております。

今後におきましても、内容をさらに充実するとともに、地域・事業所・団体等の皆さんとともに本制度を育てながら、多くの皆さんに御参画をいただき、健康増進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

チラシやメディア、メール、SNSなどの周知のほか、ツーデーマーチでもかなりの登録促進の成果があったようです。若狭町公式ラインアカウントの登録にも直結していることですので、さらなる周知活動をしていただきたいと思います。と思っています。

これからの時代は、行政においてもデジタルポイントの活用やSNSの公式アカウントの連携といったことが大変重要になってくると思われます。

「SDGs みんな de ハッピー健康ポイント」の来年度以降の継続と、今後さらにデジタルポイントを活用した新たな事業への取組は考えているのでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えをいたします。

まだ取組といたしましては、ひと月たっていない状況ではありますが、先ほど評価もいただき、ありがたく思っております。

また、開始1か月に満たない中で、800名を超える方々にも御参画をいただいておりますので、大変ありがたく思っているところであります。

若狭町といたしましては、今年度より、便利に楽しく暮らす中でヘルスケアを行っていただき、健康寿命の延伸を図っていただけるように、「SDGs わかさスマート・ライフプロジェクト」を展開しており、その第一弾の事業として、「SDGs みんな de ハッピー健康ポイント」、通称「ハピポ」を位置づけております。

そこで、本年度の取組や成果をしっかりと評価・検証したうえで、必要な改善を行うなどしながら、住民の皆さんが健康な暮らしをしていただくことによって、幸せを実感していただけるような仕組みをしっかりと構築していくことが重要であるというふうに考えております。

「ハピポ」の実施によりまして、若狭町LINE公式アカウントの登録者数も600名近く増えまして、2,800名を超える皆さんに御登録をいただいております。こちらにつきましても、今後、町の情報であったり防災情報をしっかりと発信するツールとしても活用していきたいというふうに考えております。

「ハピポ」を健康分野のみならず、ボランティア活動など様々な施策でも取り入れられるように、各課の枠を超えた連携を図り、さらなるグレードアップを図っていくことも大切であるというふうに考えております。

また、LINE公式アカウントを主軸に「わかサイフ」などの活用も進め、デジタルを活用しながら、住民の皆様や地域、地域経済がつながり、SDGsを推進する取組をしっかりと実感していただく、さらには、元気なまちづくりを推進していく、このことを大切にしていきながら、これからも「ハピポ」の取組を進めさせていただきたいと思っておりますので、ぜひとも皆様の御参画をよろしくお願い申し上げます。

また今日、谷川議員からも御提案をいただきました、部活動の地域移行につきましても、やはり子どもたちがスポーツに親しみ、しっかりと様々な文化活動にも取り組めるように、こういったところを丁寧に進めていく必要があるというふうに考えております。

また、新幹線開業後、町の課題としても、この平日の誘客というところもありますので、このラーケーションの取組につきましても動向を注視していく必要があるというふうに考えております。

また、サルの出没につきましても、西田地区であったり、三十三地区からもこういったサル情報もお聞きをしておりますので、クマの出没と併せて、子どもたちの通学の安全確保であったり、住民の皆様の環境、安全、こういったところもしっかりと注視していき、またパトロールの強化等も必要であるというふうに考えておりますので、引き続

き御提言をいただきながら、町政としてもしっかりと取り入れさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1 番（谷川暢一君）

最後にまとめて全ての質問について、町長の考えをいただきました。どうかこれからも全ての質問においてよろしくお願いしたいと思っております。

この「ハピポ」についてですが、若狭町においてもかなりDX推進、デジタルの活用が進んできたのかなと感じておりますが、いくら行政のデジタル化が進んでも、町民に活用され、また恩恵がなければ意味がないものと思われま。

今回のこのデジタル事業は、世の中の追い風の波に乗って、町民をいい意味で巻き込んだ効果的な取組であると感じております。中途半端に終わることのないよう、ぜひさらなる促進と継続、また、より新しい発想・展開による取組が進んでいくことを大いに期待し、十分をお願い申し上げておきまして、私からの質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時 1分 休憩）

（午前10時 2分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

次に、2 番、川島富士夫君。

川島富士夫君の質問時間は、11時2分までとします。

○2 番（川島富士夫君）

皆さん、おはようございます。公明党の川島でございます。

通告書に従い、大項目で2点、質問をさせていただきます。

理事者の皆様におかれましては、誠意ある、また、分かりやすい御答弁、よろしくお願いをいたします。

1 点目、「マイナンバーカードの健康保険証利用について」幾つかお伺いをします。

現在、私たちが使っています健康保険証は、マイナンバーカードへ移行し「マイナ保険証」になります。本年12月2日からは現行の健康保険証は発行されなくなります。マイナ保険証を使用するようにと政府広報もなされています。今後、マイナ保険証を使

用する人・しない人、または使用できる人・できない人が出てくると思いますが、この点について渡辺町長の御見解を伺います。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えをいたします。

現行の健康保険証は、川島議員御指摘のとおり、令和6年12月2日から発行されなくなり、マイナンバーカードを健康保険証として利用することになります。このマイナ保険証の利用促進につきましては、国が新聞やテレビなどを利用して周知を行い、医療機関や薬局に対してもマイナ保険証の利用促進のための支援を進めております。今年12月以降、マイナ保険証を利用できない場合、現行の健康保険証の有効期限まで、最長で1年間までは現行の保険証を利用できるよう猶予期間が設けられております。また、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の利用登録をされておられない方も医療機関で保険診療を受けられるよう、健康保険組合などの保険者から有効期限が5年以内の資格確認書が発行される予定となっております。

若狭町民のマイナンバーカード保有率は約83％であり、多くの町民の皆様が取得されている状況にありますので、マイナ保険証を利用していただきたいというふうを考えております。

マイナ保険証への移行に際しましては、マイナ保険証のメリットや利用登録方法などを町民の皆様にしかりと周知をし、現行の健康保険証の廃止後も混乱なく医療機関でスムーズに受診していただけるように引き続き努めてまいりたいというふうを考えております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。本町のマイナカードの保有率は83％ということでした。全国平均は73.7％、これは今年4月30日時点ですが、福井県は74.6％、去年4月末のデータですので、本町は大変よく進んでいると思います。しかし、マイナカード保有者が全員、マイナ保険証へ移行することは難しいと感じますが、できるだけ多くの方がマイナ保険証に移行できるよう御尽力をお願いいたします。

次の質問です。

マイナ保険証への移行に関して、6点、御質問をいたします。それぞれについて御見

解を伺います。

1、健康保険証をマイナ保険証に移行するにはどのような手続をすればよろしいのでしょうか。

2、公務員のマイナ保険証利用率が極めて低いとの報道もあります。本町の職員についてはいかがでしょう。

3、マイナ保険証は全ての医療機関、薬局で使えるようになるのでしょうか。

4、健康保険証として利用するメリット、デメリットは何でしょうか。

5、マイナカードを持ち歩くことになるので、落としたりなくしたりして、自分のカードを他人に見られることで個人情報の流出を危惧する人も多いようです。この点についていかがお考えでしょうか。

6、以前、大阪八尾市議会議員の方が偽造マイナカードで詐欺被害に遭った事件が報道されておりました。この事件のほかにもマイナカードに関する被害も出ています。この点についていかがお考えでしょうか。

少し長くなりましたが、御答弁お願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

1 番目の御質問ですが、健康保険証をマイナ保険証に移行するには、まずマイナンバーカードを取得していただき、健康保険証として利用するための登録が必要となります。登録には、マイナンバーカードと顔認証で本人確認をする場合を除き、カード作成時に決めていただきました4桁の暗証番号が必要となります。

登録方法としましては、医療機関等を受診した際に、窓口を設置してあります「顔認証付きカードリーダー」の画面で利用登録をすることができます。

また、役場三方庁舎及び上中庁舎の窓口、さらに御自身のスマートフォンなどにダウンロードしたマイナポータルアプリやセブン銀行のATMからも利用登録をすることができます。

続きまして、2 番目の御質問、若狭町職員のマイナ保険証の利用率についてです。

若狭町職員は、福井県市町村職員共済組合の健康保険に加入しております。若狭町職員のみ利用率が出ておりませんので、福井県市町村職員共済組合全体の利用率を申し上げます。マイナ保険証利用率は、令和6年3月の外来延べ利用率で8.52%となります。

続きまして、3番目の御質問ですが、マイナ保険証で全ての医療機関や薬局において受付できるよう顔認証付きカードリーダー等の設置が進められております。

続きまして、4番目の御質問の健康保険証として利用するメリットとデメリットであります。

マイナ保険証のメリットといたしましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により持ち歩くカードの枚数が減り、カードの管理がしやすくなる点が挙げられます。医療機関等を受診した際にマイナ保険証を使うことで、自分の薬の履歴や過去の特定健診等の情報提供に同意すれば、医師や薬剤師から、より正確な情報に基づいた診断や適切な薬の処方を受けることができるようになります。

さらに、限度額情報を提供することに同意すると、入院などで高額療養費制度を利用する場合の限度額適用認定証を提出する必要がなく、自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

また、マイナポータルから医療費を確認することができるため、スマートフォンで確定申告を行う場合、医療費控除の手続きも便利になっています。

その他、引越しや転職により加入する健康保険が変更する場合、今までと同じく変更届は必要となりますが、マイナ保険証はそのまま使用することができます。

デメリットとしましては、マイナンバーカードの取得が必要であり、申請から交付までに時間がかかること、マイナンバーカードを紛失した場合も再交付までに時間がかかり、手数料1,000円が必要となること、また、システムに不具合が生じた場合、マイナンバーカードを利用できない可能性があることが考えられます。

現在、国では、申請から交付までの期間短縮を図るため、役場窓口で申請後、1週間以内でマイナンバーカードを取得することができる仕組みの検討が進められており、デメリットの解消は徐々に図られていくものと考えております。

続きまして、5番目のマイナンバーカードを紛失した場合、個人情報の流出が危惧されることの御質問についてです。

マイナンバーカードを持ち歩く際に気をつけていただきたい点は、運転免許証やクレジットカードなど、ほかのカードと同様であります。万が一、落としたり紛失したりした場合は、24時間365日、受付しているフリーダイヤルで利用の一時停止措置をとっていただきたいと思います。

なお、マイナンバーカードは、暗証番号が分からなければ使用することができません。

また、カードのICチップを無理やり読み込もうとすれば、ICチップが自動的に壊れ、悪用できない仕組みとなっております。

しかしながら、マイナンバーカード表面には、住所、氏名、生年月日、性別、顔写真の個人情報が掲載されておりますので、慎重な取り扱いが必要です。

最後の6番目の御質問です。

川島議員の御質問にありました事件では、本人確認として提出されたマイナンバーカードが偽造されたものと気がつかずに使用されております。

マイナンバーカードは、表面にあるウサギのキャラクターの背景部分にパールインキという特殊な印刷技術が使われており、見る角度によりキャラクターの背景の色が変わるようになっております。その部分を注意して確認するなど、目視により偽造されたものかどうかを判断する手段もありますので、本物であることの確認を折に触れて行っていくことが重要であると考えております。

また、国においてマイナンバーカードを安全に利用していく対策を進めておりますので、町民の皆様の生活の利便性を高めるためにも、引き続きマイナンバーカードの活用推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。公務員の利用率はやっぱり低いようです。2025年11月まで猶予期間が設けられていることも一つの原因になっているのかもしれませんが。本町職員の利用率については、把握できていないようですが、住民の皆様に利用促進をしようとするなら、職員から範を示すべきではないかと思います。

それから、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載できるサービスがアンドロイド端末を対象としては、昨年の5月から始まっています。また、 아이폰につきましても、明年、春から搭載することが決まったようです。

今のところ、子育て支援のオンライン申請やコンビニでの住民票の写し交付が可能ということですが、今後、さらにスマホへの搭載範囲を広げていき、より幅広い分野で使えるようになります。そうなると、マイナンバーカードが手元になくてもスマホがその役割を果たすということで、カードを落とす、なくすことの心配は減るのではないのでしょうか。

また、総務省消防庁が2025年度中に、全国で導入を目指している取組として、救急搬送の際にマイナ保険証を活用しようとしています。現場に駆けつけた救急隊員が傷病者のマイナ保険証を読み取って、かかりつけの病院や服用している薬などの情報をより早く確認できるようにするというものです。その実証事業が本年5月23日から全国

に先駆けて、神奈川、兵庫、宮崎、各県内の3つの消防本部で始まっています。今年度は合計で、都道府県の67の消防本部でそれぞれ2か月程度行われるそうです。どのような利点があるのでしょうか。搬送先を決める参考にするために、救急現場では、傷病者本人の病歴や受診歴などを口頭で確認をしています。ただ、症状によっては、会話が難しかったり、服用している薬を覚えていなかったりして搬送に時間がかかる場合もあるそうです。マイナ保険証を利用すれば、これらの情報が即座に確認できるようになり、救急隊員への詳しい説明が省略でき、正確な情報に基づいて搬送先を素早く選定できるという点です。マイナ保険証を通じた医療のデジタル化については、公明党が推進しています。本町においても多くの住民の方がマイナ保険証を利用されることを期待して、次の質問に移らせていただきます。

2点目、消滅可能性自治体について幾つかお伺いをします。

最初に、民間組織の人口戦略会議が本年4月24日に「地方自治体の持続可能性に関する報告書」を発表しました。その中で、本町が将来的に消滅可能性自治体の一つに挙げられておりました。この点について渡辺町長はどのようにお感じになったのでしょうか、御見解をお聞かせください。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えをいたします。

4月24日に人口戦略会議が公表した「令和6年・地方自治体『持続可能性』分析レポート」において、若狭町が消滅可能性自治体として分類されました。

まず、「消滅」という過激な言葉で線引きをすることは、住民の不安を招き、地方と都市との分断をもたらしかねない極めて遺憾であるというふうに感じております。2014年にいわゆる「増田レポート」が発表されて以来、この10年間、生き残りをかけて各自治体が地方創成に取り組んできただけに、非常に悔しい思いをしております。

少子化対策などでは、一自治体で完結できる問題ではなく、国が抜本的な対策を講じるべきであり、5月29日には、全国町村会を通じて「結婚や子育てを望む人への追加支援」や「地域の産業振興」「農林水産業の担い手確保」「財政支援」などを国に対して要請しております。

そのうえで分析結果を見ると、本町では、進学や就職による若年層の県外流出に加え、若年女性の転出超過が多いことによる男女比のアンバランス等から、婚姻数が減少してきたことなどが今日の人口減少につながっていると分析をしております。平成23年度

には「若狭町次世代定住促進協議会」を設置し、各種団体や事業所、教育など幅広い分野の関係機関の参画により、若狭町への若者等の定住を促進してまいりました。

若狭町では、今後もこの協議会の取組を軸とした「住み続けたい町」まちづくりを推進するとともに、町外に対しても「新たに住みたい町」となるよう魅力をさらに発信するなどし、引き続き「人口減少対策」を最重点課題として定めている「第2次若狭町総合計画」の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。冒頭に渡辺町長が、消滅とは遺憾だとお怒りになったのは、首長として当然のことと御推察申し上げます。

同じように、全国で743人の首長さんがお怒りになっている姿が目につきます。しかし、全国の新聞紙上に大きく掲載されたからには、多くの住民の方が興味を持ったと思います。町長がおっしゃるように、本町は、これまで様々な施策を展開されていますし、これからも課題に挑戦して様々な施策を展開されると思います。要は、結果を出せば、不安に思っている住民の方も安心します。頑張ってくださいと思います。

次に、渡辺町長の御答弁にもありました、令和2年4月制定の第2期若狭町総合戦略（若狭町の人口減少に立ち向かう）には、「人口減少対策を進めることによって、平成27年10月策定の若狭町人口ビジョンに基づき、人口規模は2050年に約1万1,000人を目指す。」とあります。今回の人口戦略会議の発表は、本町の想定をはるかに上回るスピードで人口減少が進んでいると警告しています。このことに対して、本町は今後、どのように取り組もうとされているのか、御見解をお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、川島議員の御質問にお答えします。

人口推計につきましては、国立社会保障・人口問題研究所が調査しており、平成25年に発表された若狭町の2050年の人口予測は9,792人とされておりました。その予測に対し、若狭町の同年の目標として、約1万1,000人を掲げております。

令和5年に同研究所が調査結果を更新し、若狭町の2050年の人口予測は、前回よりさらに約2,000人減少し、7,779人と発表されました。この数字は、川島議員の御指摘のとおり、想定を超える人口減少の予測であり、非常に危機感を抱いております。

す。本町としましては、まず人口予測が前回に比べ大きく減少した原因などを検証し、その検証に基づき対策していくことが急務と考えておりますが、自治体レベルの対策では、国や県レベルでの人口是正には遠く及ばず、近隣市町での住民の獲得に財源を消費し、町が疲弊してしまうことも憂慮されます。

今後も若狭町次世代定住促進協議会を中心に移住・定住施策を展開し、人口減対策に取り組んでまいります。地方の課題を生業とし、小さな雇用を創出しながら経済の好循環を生み出す機会を地道に増やすなど、地域の魅力を引き出し、活性化させるまちづくりをSDGsの理念に沿って進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。移住・定住施策を展開して人口増を図ることも重要なことだと私も理解します。

関連したことで、一昨年だったでしょうか、県外にいる本町出身の学生に送っていただいている「学生支援品」にアンケートを同封して、「Uターンについて」の問いかけをされたと思うのですが、どのような御意見があったのでしょうか。また、その御意見を今後どのように取り入れていくおつもりなのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、川島議員の御質問にお答えをします。

出身学生の地元定住意識の向上と都市部からのUターン促進を図るため、一昨年から学生支援品の送付に併せてアンケート調査を実施しております。

昨年度のアンケートについては、219名の方から回答をいただいております。質問項目には、現在の居住地、学年、卒業後の居住希望地、現在の若狭町の支援策に対する意見などを調査しております。

まず、「現在の居住地」については、多い順に、近畿地方が45.2%、中部地方が37.4%、関東地方が10%の順になっております。

次に、「学年」につきましては、4年生が39人、3年生が40人、2年生が62人、1年生が51人、その他としまして27人となっております。

次に、「卒業後の居住希望地」につきましては、若狭町が24.2%、福井県内が

5%、福井県外が30.6%、未定とした方が40.2%でありました。

最後に、「現在の若狭町の支援策に対する意見」につきましては、Uターンの推進として実施している「奨学金返還事業」や「学生帰省支援事業」「結婚支援事業」などは、若狭町に戻ってくるきっかけになるとした方が82%と高い評価をいただいております。

このような結果を受け、特に卒業後の居住希望地について、「未定」と答えた方が40%を超えていることから、この方たちが若狭町に戻って生活をしたくなるような魅力ある施策を進めることが重要であると感じております。

この出身学生アンケートについては、どの地域にどれくらいの若狭町出身の学生がいるのか、今後どうしていきたいのかを知るうえで貴重な資料となっているとともに、出身学生とのつながりを形成できる大切な事業だと考えております。まだまだ学生支援品の申込みをしていない出身学生がいると思われますので、全ての出身学生とつながれるようPRに努めるとともに、アンケート調査の実施に併せて若狭町公式LINEへの登録を促し、若狭町の情報を共有しながら、SNSを通じたふるさととのつながりを強化をしていきます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。本町出身の県外学生先のうち40%の人がまだ本町に帰るかどうか考えている、または迷っているところというアンケート結果でした。その40%の方が全員帰りたいと思わせる施策が必要と考えます。一層の御尽力に期待をします。

次に、人口戦略会議が、前回、2014年に発表しました「地方自治体の持続可能性に関する報告書」との比較では、福井県内から小浜市、美浜町、おおい町の3市町が消滅可能性がある自治体から脱却をしています。今後、これらの自治体に「消滅の危機を脱却させた状況等」を御教示願うのもいいのではないのでしょうか。そう考えますが、どうでしょう。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、川島議員の御質問にお答えします。

小浜市、美浜町、おおい町が消滅可能性自治体から脱却されたことは大変すばらしいことで、近隣市町が実現できたことは当町の励みにもなっております。他市町ではどのように人口流出に対処されているのか、近隣市町のみならず、全国的に優良な施策や実

例を参考にして、この問題に取り組んでまいります。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。ぜひ他市町のよい点は取り入れてください。

次の質問です。人口減少の原因に、少子化と東京一極集中が挙げられております。前福井県知事の西川一誠氏もそう述べていらっしゃるんですが、東京一極集中はさておき、少子化について申し上げますと、まず、少子化を食い止めなければ市町が消滅することを回避するのは困難です。この問題を解決する一番の方法は、若者が結婚して子どもがたくさん産まれるということになりますが、そんな簡単な話ではないことは、誰の目にも明らかであります。なぜなら、子どもをつくらない理由は、複雑な事項が絡み合った結果であり、何か一つ問題が解決したからといって、全てが解決するような単純な話ではないことは承知のうえで、私は、かねてより、本町の合計特殊出生率を2.0以上に上げるという思い切った施策が必要であると提唱しています。再度、お聞きします。この点に関しての御見解をお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

若狭町では、子育て世帯に対し、子育て支援策などに関するニーズ調査を実施させていただいております。

その中で、「理想の子どもの人数」に対し「現実的な子どもの人数」は少ないという傾向にあり、その理由につきましては、「経済的な不安が大きいから」、そして、「仕事と子育ての両立が難しいから」の順で多くなっております。

これに対し、「子育てが楽しいと思えないから」や「子どもの教育環境に不安があるから」といった理由につきましては、比較的少なくなっております。

これにつきましては、町がこれまでから力を注いでおります、きめ細やかな相談支援や保育所や学校などにおけるソフト面での取組に対し、一定の評価をいただいているものの、経済的な支援や仕事と子育ての両立に関することなどにつきましては、以前に比べ支援策は充実している状況ではありますが、依然として子育て世帯が求められるものとのギャップがあるものと認識をしております。

そうした中、国では、異次元の少子化対策として、昨年12月に「こども未来戦略」

を決定し、その中で様々な経済的支援策などを打ち出しております。

具体的には、妊娠時と出産時に合わせて10万円を支給する「出産・子育て応援ギフト」や児童手当の拡充、出産費用や大学などの高等教育に対する負担の軽減、さらには育児休業制度の拡充策などの支援策を展開していくこととしております。

また、これらの支援策以外にも県や町独自に取り組んでおります、第2子以降の保育料の完全無償化や高校生世代までの医療費の無償化、さらには、この6月補正予算におきましても御提案をさせていただいております、子どものインフルエンザなどの予防接種やハイリスク妊産婦に対する補助など、町独自の新たな子育て支援策も打ち出しているところであります。

今後につきましても、今月も子育て座談会を開かせていただいておりますが、子育て世代のニーズに寄り添った支援策を展開していくとともに、「子育て環境の充実」を施策の真ん中に据えている若狭町をしっかりとアピールしていきたいと考えておりますので、引き続き、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

繰り返しになりますが、私といたしましては、子育て支援の基本となる様々な無償化施策など、思い切った大規模な経済的支援策につきましては、基本的には国や県などが主導して一律に行い、各自治体間で格差が生じないようにするべきであると考えており、このことにつきましては、国や県などに対して強く要望していきたいというふうに考えております。人口減少に歯止めをかけられるよう、様々な施策を講じ、存在感をしっかりと全国にも示しながら、若狭町が消滅しないように、皆様の力もお借りしながら全力で頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。ただいまの御答弁のとおりで、経済的な支援は30年前から見ると非常によくなっています。なぜ30年前との比較をしたのかといえば、私の子育て時期が30年前だったからです。当時と比較してうらやましいとさえ感じています。もっとも当時と今とでは、物価高などの違いもあり、単純に比較するのは適当でないのかもしれませんが、子どもを持ち育てるには、「経済的な負担が大きい」と感じている若い方が多いことは私も承知をしております。

今後の本町の取組に期待して、次にいきます。

本町は、昨年度から子ども医療費の無償化を高校3年生まで拡充しました。国は、そうした自治体に対して、減額調整措置をこの2024年度から廃止するということが決

まったそうです。本町もその対象であります。減額調整措置の廃止をどのように活用しようとしているのでしょうか、お伺いをします。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは、お答えいたします。

国民健康保険については、平成30年度より、財政の安定化及び事務の効率化を図るため、その責任主体を福井県に移行し、運営しているところでございます。

その中で、子ども医療費の窓口無料化に伴う国の減額調整措置に対する町の負担分に関しましても、市と県が立て替えるような形で負担いただき、翌々年度に精算し、各市町が福井県に返還する仕組みとなっております。

若狭町では、令和4年8月の診療分より、高校3年生までの医療費の窓口無料化を実施していることから、これまでに減額調整措置に対する町の財政負担はなく、本年度、新たに発生することになります。したがって、今回の減額調整措置廃止に伴い財政負担がなくなるのは、2年後の令和8年度からということになります。

減額調整措置の廃止に伴う財政負担が軽減される分につきましては、今後、その金額等の状況を見据えたうえで柔軟な活用を検討してまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。減額調整措置廃止の恩恵を本町の合計特殊出生率向上に役立たせていただけないかとの思いで御質問させていただいたのですが、ただいまの御答弁の内容からすると、残念ながら現実は厳しいようです。ほかに何かできないか、私も模索してみます。

最後に、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口、これは平成30年3月推計ですけれども、それによりますと、2040年の本町の人口は約1万1,200人とあります。今回の人口戦略会議の地方自治体の持続可能性に関する報告書の数字とは開きがあります。なので、今後の本町の取組により人口減少化を抑制することができると思います。

人口戦略会議は、次回、2034年になりますが、そこで発表する報告書に本町がみごとに消滅可能性自治体から脱却したと記載されますことを願ひまして、私の一般質問を終わります。理事者の皆様、ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、１０時５０分まで、暫時休憩します。

（午前１０時３８分 休憩）

（午前１０時４８分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

４番、倉谷 明君。

倉谷 明君の質問時間は、１１時４９分までとします。

○４番（倉谷 明君）

森林環境譲与税の活用計画をお伺いします。

皆さん、御存じのように、「森林環境税」の徴収が６月から順次、始まります。交付税として、市町村において、個人住民税均等割に上乗せし、１人年額１,０００円が徴収されます。平成３１年から国庫からの交付金として、自治体に森林環境譲与税は先行配付されています。私有林や人工林の面積、人口に応じた分や林業従事者数に応じた分で配分されています。しかし、国からの具体的な活用方法が示されていないことや、自治体側に人手不足などにより、この譲与税は十分に活用できていないと報道されています。森林環境税の創設経緯は、水田の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの様々な森林の機能を十分に発揮させるためです。しかし、林業の担い手不足や所有者や境界の不明な森林の増加などにより、経営や整備に支障を来しています。

そこで、森林経営管理制度が整備され、小規模所有者の森林も対象になるほか、境界や所有者未確定のため放置されてきた森林の整備にも道が開けることとなり、多くのメリットが期待されます。

若狭町総合計画にも、森林においては人が山に入ることが少なくなり荒廃が進んでいるため、森林環境譲与税を活用し、森林の再生や里山の保全を図る必要があると課題に挙げています。

そこで、質問です。森林環境譲与税は法令で使途が定められており、１．森林の整備、２．人材の育成、３．普及及び啓発活動、４．木材の利用の促進等に要する費用に充てることとなっています。

若狭町のこれまで先行配付としての額とその具体的な使途を示してください。

○議長（辻岡正和君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えします。

若狭町への森林環境譲与税の交付額は、令和元年度から令和5年度までで5,771万3,000円となっており、森林環境譲与税基金として積み立てております。

その具体的な使途としましては、令和4年度より「若狭の森づくり事業」として、各集落や団体からの要望をお聞きしながら、「若狭町森林環境譲与税活用検討委員会」で内容を検討いただき、里山周辺の未整備森林の整備や、林道・作業道の機能回復修繕、植樹・木育活動への補助事業に活用しております。

令和4年度の決算額は、森林の意向・現況調査に47万円、里山周辺の未整備森林の整備に95万7,000円、沢沿いの倒木除去に215万6,000円、林道・作業道の機能回復修繕補助に272万円、植樹・木育活動補助に46万4,000円、森林組合の高性能GPS機器の導入補助に22万3,000円など、合計704万5,000円を活用しており、令和5年度は、森林の意向・現況調査に37万9,000円、里山周辺の未整備森林の整備に330万円、沢沿いの倒木除去に152万9,000円、林道・作業道の機能回復修繕補助に597万1,000円、植樹・木育活動補助に127万8,000円など、若狭の森づくり事業として合計1,253万7,000円となっております。

また、ほかの課の事業としまして、子育て支援課が実施する子育て支援センターへの知育玩具等導入事業に150万円、建設課が実施する林道の機能回復事業に40万円、観光商工課が実施する河内地係、山座熊川における県産材利用の各種サイン看板や木製フェンスの導入事業に1,200万円を森林環境譲与税より充当しております。

今年度については、新たに集落内の荒れた竹林や危険木の伐採に対する補助メニューを追加して、若狭の森づくり事業1,917万2,000円、その他、松くい虫被害防除事業などに1,021万5,000円の合計2,938万7,000円を森林環境譲与税活用事業として予算計上しており、森林環境譲与税交付額についても2,111万円を予定しております。

また、令和6年度末に森林環境譲与税基金積立金については1,599万2,000円を見込んでおります。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。配分された譲与税の使い道に頭を悩ます自治体もあり、貯め混んでいると報道されています。

若狭町では活用検討委員会が始動し、森林整備や木育活動など、幅広く活用されているようです。

新緑から緑が深まる季節になり、松くい虫による被害が町内各地で目立つようになってきました。今年度はその対策事業にも充てていただきたいと思いますので、今後、更なる森林環境保全への有効活用に期待します。

次に、若狭町の森林面積はいかほどでしょうか。そのうち管理されています私有人工林の面積の割合はどれぐらいでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、御質問にお答えします。

本町の森林面積は1万1,854ヘクタールで、町の総面積の66.4%を占めております。民有林の面積は1万1,292ヘクタール、そのうち杉を主体とした人工林の面積は5,554ヘクタールであり、人工林は49.2%となっております。

また、若狭町森林整備計画に定めております私有人工林につきましては、1,413ヘクタールとしており、これは林地生産力や傾斜等の自然条件、林道からの距離などの条件において、施業が有利な地域から、特に効率的な施業が可能な森林の区域で管理すべき林地として定めております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。私有人工林が森林面積のおおよそ1割強、これらを適切に管理することは容易ではないと思いますが、古くなった木を伐採して、有効活用しながら、新たな整備により、CO₂の吸収源となる森林の整備が重要です。

次に、私有林で植林はしたが、その後枝打ち、間伐などがされず荒廃が進む現状のいわゆる放置森林を町はどのように捉えているのか、お考えをお聞かせ願います。

○議長（辻岡正和君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、御質問にお答えします。

過去に私有地に植林された里山付近の森林については、枝打ちや間伐等の森林整備が行われず、放置森林となることで、獣害の温床となり、森林災害の危険性が高まると考

えております。このような放置された里山林の整備については、森林環境譲与税を活用した「若狭の森づくり事業」の一つとして、「里山林保全対策事業」があり、区長会での周知や集落への要望調査を取りながら、災害リスクや景観整備を考慮し、優先度の高い集落から順に取り組んでいるところであります。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。若狭町総合計画にも里山保全、森林環境の保全を課題として取り上げられていますので、具体的にどのような動きがあるのか、知りたいところでした。

次に、「森林経営管理制度」がありますが、森林所有者に対する意向調査で町に経営や管理を任された所有者はありますでしょうか。また、相続登記がされず、所有者が不明で連絡が取れない状況の私有人工林はありますか。

○議長（辻岡正和君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、御質問にお答えします。

森林所有者に対する意向調査については、森林環境譲与税を活用した森林意向調査業務により実施しております。

内容は、未整備森林の早期解消を目的として、施業履歴が過去10年間なく、人工林資源が多い集落に対して調査しており、令和4年度は、成願寺区及び倉見区、令和5年度は新道区にて実施しております。

アンケート回答者のうち、4割の方からは、所有する森林を町や森林組合など第三者に経営や管理を委託したいとの回答がありましたが、実際に委託されたケースはありません。

アンケート調査を実施した森林につきましては、林況状態など、森林の現況調査を実施し、今後、適切な森林整備に活かしてまいりたいと考えております。

また、相続登記がなされていない森林もありますが、住民基本台帳により相続人を確認しており、連絡が取れない状況の私有林、人工林については、現在のところ確認されておられません。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。優先度の高い集落から順に調査を実施されているようです。どのような形でのアンケート調査だったかですが、経営や管理を委託したいが、実際には委託されていない点が気になります。所有者も高齢化していきます。今後どうしたいか、個別に突っ込んだ形での相談にも対応していただきたいです。私有人工林は有効に活用され、今後も新たな植林により管理されていってほしいです。

次に、森林の整備として、災害や土砂崩れの予防、生態系保全や水資源の浄水などへの取組を考えていますでしょうか。例えば、山腹崩壊が進むろくろ山や河内川ダム湖周辺への植栽計画はありませんか。

○議長（辻岡正和君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、御質問にお答えします。

若狭の森づくり事業のメニューの一つに、「沢沿いに係る倒木除去事業」があり、特に河川上流部を中心に倒木や倒木のおそれがあるものについて、伐採や撤去などの森林整備を行い、里山の間伐と併せて災害に強いまちづくりを進めているところです。

また、林道、作業道の機能回復や修繕を対象にした補助事業を行っており、林業事業体や集落、団体から毎年、申請をいただいているところです。

生態系保全や水資源の浄水、河内川ダム周辺への植栽については、現在計画がなく、関係機関へ聞き取りしながら、必要であれば、今後検討してまいります。

なお、ろくろ山の保全については、県営事業で取り組まれています。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。森林の管理・保全・整備は、容易に人や機械が入れる環境ではありませんので、費用も労力もはかり知れません。特に自然災害への備えは優先的に取り組んでいただきたいです。

次に、林業従事者の高齢化や担い手不足も深刻です。民間企業と連携した森林整備を担う人材育成として、林業の担い手を育成するための研修や林業従事者への安全防護服の購入補助、林業に必要な技能講習経費への助成等の取組はありますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、御質問についてお答えします。

林業に関する基礎知識や林業の就業に必要な資格の取得、現場実習などの研修を行い、県内の林業事業体で活躍できる人材を育成するための研修機関として、福井県が「ふくい林業カレッジ」を運営しております。

また、れいなん森林組合においても、各団体、学校に対する林業の实地研修や林業カレッジと連携した林業従事者の募集を検討しております。このため、若狭町単独での林業研修事業は行う予定はありません。

また、林業従事者への安全装備の補助なども町単独では行っておりません。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。担い手も不足している中で、育成する側の人材の確保も町独自では難しいと思います。県やれいなん森林組合との連携で、林業人材の確保、育成を行っていただきたいです。

次に、第47回全国育樹祭が今年10月、福井県で開催されますが、これに併せての町の行事計画、啓発活動はありますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

10月19日、20日に開催予定の第47回全国育樹祭につきましては、既にちらしやポスターを役場庁舎内に掲示し、町のホームページへの掲載などでお知らせを始めさせていただいております。

今回は梅の献上をさせていただいております若狭町ともゆかりの深い御皇室も来県される予定ですので、秋にかけてさらにPRを図り、町民の皆様にも関心を持っていただけるように努めてまいります。

また、今年度、若狭町制20周年記念事業の一つとして、「笑顔と緑あふれる植樹事業」を計画しております。この全国育樹祭と併せて、木に親しみ、森を守り、育てることの大切さを啓発してまいりたいというふうに考えており、今後とも森林環境譲与税の使い道に関しましても、住民の皆様のお声をお聞きしながら、集落の里山保全活動や各地区や団体による植樹などの取組、子どもたちの木育活動などに有効的に活用してまい

りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。世代を問わず、森林や森への関心が薄れてきています。「森林環境税」の徴収が始まる年だからこそ、森林整備の大切さを伝えるために、「笑顔と緑あふれる植樹事業」は特に若い世代に関心を持ってもらえる企画にしていきたいです。

次に、大きな2番目の質問に移ります。

交流人口増加へのスポーツイベントについて伺います。

昨年6月定例会一般質問で、交流人口増加への施策関連で、あじさいマラソンの存続についてお伺いしました。

町内外の交流と健康増進を目的に大会を開催してきましたが、町内参加者が1割程度であることを理由の一つに挙げ、休止とするとの答弁でした。裏を返せば、9割もの町外、県外からの参加者があり、交流人口を増やすことができたイベントです。

県内各地のマラソン大会は、北陸新幹線敦賀延伸開業をさらなる参加者増へつなげようと開業記念を前面に出して大会を開催しています。

マラソン大会は各地で大変多く開催され、今年は福井県初のフルマラソン「ふくい桜マラソン2024」が開催され、これで全国47都道府県全てでフルマラソンが開催されています。フルマラソンはハードルが高いので、その半分のハーフマラソンは特に人気です。昨年は国内で454ものレースが開催されています。種目がハーフだけの大会もあります。そんな大会の多くはボランティアスタッフに支えられ開催されています。

特に目を引くのは、多くの地元の中高生が体操服姿で受付での荷物預かりの係や、ゴール地点では計測チップの回収など、さわやかな声で選手を迎えてくれています。恐らくその子たちは大会の準備や片づけも担っていることでしょう。これもおもてなしの一つだと思います。子どもたちの明るく元気な姿を目にすると、こちらからも声をかけたくくなります。また、沿道からの声援もしかり、自然と感謝の声も出ます。そして、また来年も来ようと、そう感じるのは私だけではないと思います。

近年、県内の大会はハーフの種目の参加者がほかの種目より多いです。その中でも、「あじさいマラソンは走りやすく、沿道での声援もありがたく、毎年来ていました。」というランナーに、昨年、県外の大会で会いました。あじさいマラソンの再開を問われましたが、「残念ながら休止です。」と答えるしかありませんでした。交流人口を増や

す取組をしている中、それが期待できるイベントが百年に一度のビッグチャンスの年に再開できないのは非常に残念です。

そこで、質問です。昨年の答弁で、「ふくい桜マラソン2024」では、市町の招待枠やボランティアスタッフ、応援ステージの参加者の募集があるので、広く呼びかけ、多くの人に参加していただき、交流と若狭町のPRをしていただく。」とありました。町内からの参加者のうち、招待枠で何名の方が参加されましたでしょうか。また、ボランティアスタッフには何名の方が参加し、どのような形で若狭町をPRしていただいたのでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えします。

まず、市町招待枠につきましては、町の広報誌やホームページでの募集に加え、スポーツ協会、種目協会などの団体にも案内をさせていただいたところ、8名の応募がありました。この応募を踏まえ、「ふくい桜マラソン」実行委員会事務局と招待枠を調整したところ、応募していただきました8名の方全員が招待選手として「ふくい桜マラソン」に参加することとなりました。

なお、招待枠を含め、若狭町からは56名の方が参加したと聞いております。

また、ボランティアスタッフについてですが、ランナーの受付、会場誘導、沿道整理などを行うスタッフの募集があり、当町でも無料招待の案内と同じく、町の広報誌やホームページなどでお知らせさせていただいたところ、大会当日には、若狭町からは1名の方が参加されたと聞いております。

なお、若狭町のPRにつきましては、大会運営のため、参加受付を大会の前々日、前日に実施しており、その受付に併設した協賛企業や県内市町などのPRを図る「ふくい桜マラソンEXPO2024」におきまして、若狭湾観光連盟を中心に嶺南6市町と合同でPRブースを出展しました。若狭町からは若狭三方五湖観光協会の職員が観光パンフレットなどを使い、全国から大会に参加されるランナーに観光PRをいたしました。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。広く呼びかけた、町の広報誌、ホームページに掲載しただけと解釈します。大会参加への招待枠があるのを知ったのは「広報おばま」の6月号でし

た。「広報わかさ」に掲載されたのは8月でした。県民優先での大会、参加者募集開始は「広報わかさ」の発行より先の7月6日からでした。

多くの人は、第1回を逃すわけにはいかないと、7月6日を待って応募したと思います。私もその一人です。ボランティアの1名は、私の知る限りでは、県からの要請で参加された方だと思います。町民の方がボランティアスタッフとして交流と若狭町のPRをしていただく機会がなかったことが残念です。せめてもの救いは、各方面へ声かけしてもらい、大会参加者招待枠が埋まったことです。

次です。あじさいマラソン休止への福井新聞の取材に対し、「来年（令和6年）以降、開かないのか」「別の大会を始めるのか」などを「本年度（令和5年）中に方向性を示したい。」と答えていましたが、その検討結果をお聞かせください。何か交流人口につながるスポーツイベントの計画はありますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えします。

「わかさあじさいマラソン」は、マラソンを通して若狭町内外に人々の相互交流と健康増進を図り、多くの方に若狭町の魅力をPRすることを目的に、若狭町と若狭町教育委員会、若狭町スポーツ協会が共催で開催してまいりました。令和2年から4年まで新型コロナウイルスの影響で中止になり、令和5年につきましては、参加者の減少や運営スタッフを十分に確保できず、大会運営が困難であることから、休止させていただいております。

このような課題がある中、今後の方向性について、令和5年度若狭町スポーツ協会の理事会や年度末総会で協議させていただいた結果、従来どおりの「わかさあじさいマラソン」の開催は、競技運営上、困難であり、参加者の安全を十分に確保できないことから廃止として、他の形式でスポーツイベントの開催を検討していく必要があるとなりました。つきましては、「わかさあじさいマラソン」に代わるスポーツイベントの開催だけを検討していくのではなく、スポーツ活動の振興、健康づくり、体力づくりの推進について、民間との協働や他のイベントとの合同開催も視野に入れ、様々な方からの御意見をいただきながら、町内外の交流人口の増加や健康増進につながることを目的としたスポーツイベントについて、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4 番（倉谷 明君）

ありがとうございます。教育長は、「あじさいマラソン」は中止ではなく廃止と申されました。復活の可能性はゼロに等しいと受けとめます。

答弁を聞く限り、交流人口につながるイベントを検討して結果を導き出せていないこと、答えを先送りにしていることがよく分かりました。「あじさいマラソン」ができないと答えを出したスポーツ協会の総会では新たなイベントを検討することすらできないと思います。方向性すら示せない協会に丸投げして町のスポーツ振興に明かりは見えません。危機感が不足しています。非常に残念です。

私がマラソン大会にこだわるのは、町民の皆さんが大きな関心を集めるイベントだからです。運営経費も嵩み、大会運営人員集めの苦労も分かります。しかし、後援してくれています新聞社が紙面に大きく取り上げていただくことで、大会参加者以外の人も記事に目を通してってくれています。記事には参加選手のことだけではありません。ボランティアスタッフの奮闘ぶりも取り上げてくれています。ありがたいことです。皆さんの励みになります。町内外の交流人口増に期待でき、そして、日頃から体力づくりをして臨まなければならない手ごろなスポーツはほかにはないと思います。

最後をお願いします。スポーツ活動の振興、健康づくり、体力づくりの推進を通して、まずは町民間の交流を深めるために、早急に民間の力をかりて、ほかに類のないスポーツイベントの開催のお答えを出していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

（午前 11 時 20 分 休憩）

（午前 11 時 22 分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

8 番、熊谷勘信君。

熊谷勘信君の質問時間は、12 時 23 分までとします。

○8 番（熊谷勘信君）

それでは、午前中、最後の質問者となると思いますが、よろしくお願いします。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、私からは、「可燃ごみ処理に係る現状と今後のエコクル美方について」の 1 点について質問させていただきます。

住民に密接する話題ですので、現状をできる限り詳しく御答弁をお願いします。

さて、若狭広域行政事務組合は、人口減少や少子高齢化の進行、そして、厳しい財政状況の中で、それぞれの市町が単独で行政サービスを維持することがますます厳しくなることが懸念される中、今後、持続的に発展するためには、自治体間の連携を強化することは必要不可欠であります。

また、各市町は様々な課題を抱えていることもあり、近々の課題解決のために連携できる若狭町以西の1市3町の枠組みで、多様な広域的行政課題に柔軟に対処できる体制として発足されました。

まずは、ごみ処理について、広域的な枠組みで経費等の削減効果を出すことから取り組み、可燃ごみの焼却施設の建設が高浜町で進められ、令和5年4月から「若狭広域クリーンセンター」の運用が開始され、1年が経過しました。そして、今年3月には、日笠地係で中継施設となる「若狭広域サテライトセンター」が1年遅れて稼働が始まりました。

そこで、最初の質問です。ごみ処理の効率化による効果とごみ減量化の取組についてお伺いします。

若狭広域クリーンセンターの稼働によって、所期の目的である維持管理経費等の効果はどの程度図られているのか。また、ごみの減量化は、ごみの分別により効果がもたらされと思いますが、住民へのごみ減量化のPRの徹底はどのように図られているのか、そして、これによって、ごみの減量化はどの程度進んでいるのか、施設稼働1年が経過した現状についてお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、熊谷議員の御質問についてお答えします。

可燃ごみの処理につきましては、令和5年4月から若狭広域行政事務組合により、高浜町において若狭広域クリーンセンターが稼働し、嶺南4市町における可燃ごみの広域処理が始まっております。

また、本年4月からは、日笠地係に中継施設である「若狭広域サテライトセンター」が稼働し、当施設でごみを受け入れることで地域住民の利便性の向上が図られたと考えております。

効果につきましては、施設全体の運営が令和6年度からであるため、現在、維持管理費等に係る経費の実績については算出されておられませんので、現時点で比較可能な支出

額で、若狭町における旧体制での過去7年間の可燃ごみ処理に係る経費の平均と現体制へ移行後の令和6年度の歳出予算ベースで比較をいたしますと、過去7年間の平均が年間1億6,800万円余り、また、令和6年度の予算額が1億290万円余りであることから、維持管理等に係る経費につきましては、6,500万円余りの削減ができているものと考えております。

また、ごみの減量化につきましては、令和20年度を計画目標年度とする一般廃棄物処理基本計画において、令和4年度末の1人1日当たりのごみ排出量実績898グラムに対し、令和10年度末における中間目標として、1人1日当たりのごみ排出量を820グラムとしております。

今後、これに向けた取組が必要となりますが、議員御指摘のとおり、分別を徹底することで減量化が図られるものと考えており、水切りの徹底や古紙の分別など、取組の徹底について、ごみ分別冊子をはじめ若狭町ホームページやごみ分別アプリ「ごみサポ」で周知を行っており、引き続き町民の皆様に啓発してまいりたいと考えております。

なお、若狭町の可燃ごみの処理実績につきましては、令和4年度が3,204トン、令和5年度が3,358トンであり、少し増加をしております。これは、サーマルリサイクルとして、可燃ごみを焼却し、発電を行うためにプラスチックごみを有効活用したことが増加の一因であります。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

ありがとうございました。広域で取り組む効果が今後しっかりとあらわれるように、ごみの減量化への取組も進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問です。

広域可燃ごみ中継施設「若狭広域サテライトセンター」の稼働状況についてお伺いします。

高浜町に可燃ごみ施設ができたことで、位置的には一番東側となり、若狭町からは距離的にも最も施設から離れた場所となることから、若狭町日笠に建設された可燃ごみ中継施設「若狭広域サテライトセンター」について、稼働2か月が経過した現状をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えします。

「若狭広域サテライトセンター」の稼働につきましては、本年４月から稼働し、２か月余りが経過をしました。サテライトセンターの計画処理量、月間３６２．８トンに對しまして、４月には約１１３トンの持ち込み実績がありました。計画量より少ない持ち込み実績となっております。施設の運営につきましては、順調に推移をしております。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○８番（熊谷勘信君）

ありがとうございました。それでは、次の質問です。

飲食業、民宿等を営む業者のごみの取扱いについて、可燃ごみ中継施設「若狭広域サテライトセンター」の稼働が始まっていますが、飲食業等を営んでおられる事業所の皆さんは、これまでエコクル美方に直接搬入していたことに比べれば、中継施設サテライトセンターへの持ち込みには時間もかかるといった不満の声もお聞きします。この件については、事業所の皆さんからも町に対して声が届いていると思いますが、解消に向けた町の考え、また、双方が納得できる改善策について検討がされているのかをお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えします。

ごみに関しましては、産業廃棄物以外は一般廃棄物と法律で定められております。一般廃棄物には家庭から排出される家庭系ごみと事業者が排出する事業系ごみに分類されます。この事業系ごみに関しましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の（事業者の責務）において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められており、また、「事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。」と定められております。

町といたしましては、これまでから、この法律に基づき、事業系ごみの処理につきましては、事業者の皆様には、施設への自己搬入か一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する方法での処理をお願いしているところであります。

また、施設への持ち込みに関しましては、焼却処理を高浜町に建設された若狭広域クリーンセンターで行っていることから、当該施設へ搬入をしていただいております。

若狭町や小浜市から高浜のクリーンセンターへの搬入は、大変距離があり、時間を要することから、利便性の向上を図るため、若狭町日笠地係に中継施設として「若狭広域サテライトセンター」が稼働しており、町内の事業系ごみにつきましては、サテライトセンターへ搬入することが原則、可能となっております。

しかしながら、特に三方地域の事業者の方々におかれましては、これまでのエコクル美方へ搬入するよりも運搬距離が増えることから、ごみの処理方法について、お問合わせをいただいているところであります。

事業系ごみの処理方法に関しましては、これまでから事業者の方々への説明会の開催や町の広報等により啓発を行ってきておりますが、議員御指摘のとおり、サテライトセンターが稼働し、2か月余りが経過していることから、搬入状況等を踏まえて、関係事業者の方々と協議をさせていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

ありがとうございました。できるだけ早く検討いただくことをお願いし、次の質問です。

エコクル美方ガス化溶融施設、いわゆる可燃ごみ処理施設の処分についてお伺いします。

若狭広域クリーンセンターの稼働によって、エコクル美方のガス化溶融施設は既に運転を止め、地元との協定においても再稼働することなく適切な維持管理を継続することとされています。使用が停止されていることや再稼働を行わないとなれば、施設の解体等も考えられます。物価高騰など、解体費用もかなりの経費が必要と思われますが、現時点の考えをお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えします。

エコクル美方ガス化溶融施設につきましては、令和5年4月から「若狭広域クリーンセンター」が稼働していることから、令和5年4月より施設の使用を停止しております。また、施設の使用停止後の維持管理につきましては、引き続き適切に行っているところであります。

今後のガス化溶融施設の処分につきましては、現在、運用しておりますリサイクルプラザと堆肥化施設が受電源設備を共有していることから、両施設の使用期限までは維持管理を継続していくこととなります。

なお、使用期限後のことにつきましては、美浜・三方環境衛生組合において、立地協定に基づき協議を行うこととなっております。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

ありがとうございました。それでは、次の質問です。

エコクル美方の今後の活用について伺います。

エコクル美方には、可燃ごみ処理施設のほかにリサイクルプラザや堆肥化施設もあり、美浜・三方環境衛生組合が引き続き、地元との立地協定に基づき、継続して施設を使用することとなりますが、協定には、次の運転年限も示されています。リサイクルプラザや堆肥化施設の今後の利活用について、美浜・三方環境衛生組合として考えをまとめているのかをお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

まず、広域可燃ごみ処理でありますけども、高浜町にある若狭広域クリーンセンターの稼働、そして、日笠地係に完成をいたしましたサテライトセンター、このことにつきましても、工事の建設時から、稼働に際しまして、大変なる地元の皆様方はじめ地域住民の皆様方に御理解、御協力をいただきましたことをまず感謝申し上げたいと思います。

併せまして、エコクル美方の運営につきましても、地元地域の皆様をはじめ町民の皆様に御理解をいただきながら、ごみの処理であったり、ごみの減量化に取り組むことができております。まず、このことにつきまして感謝を申し上げます。

そのうえで、美浜・三方環境衛生組合では、地元の向笠区及び鳥浜区の皆様に御理解をいただきながら、平成15年度からガス化溶融施設及びリサイクルプラザを、また、平成17年度より堆肥化施設を立地協定に基づく使用期限であります令和5年3月末まで運用しております。期限まで、美浜町及び若狭町の三方地域の住民の皆様には御利用をいただいているところであります。

また、それらの各処理施設のうち、可燃ごみの処理に関しましては、若狭町におきましては、若狭広域行政事務組合による広域処理が実施されることから、ガス化溶融施設

は使用しないとこととなりましたが、リサイクルプラザと堆肥化施設につきましては、再度、地元の皆様の御理解をいただき、令和15年3月までの10年間、使用延長をお認めいただいているところであります。

現在、リサイクルプラザは、若狭町が単独で利用させていただいており、堆肥化施設につきましては、これまで同様、若狭町三方地域と美浜町の畜産農家からの牛糞を受け入れております。

議員御質問のリサイクルプラザや堆肥化施設の今後の利活用につきましては、立地協定に基づく使用期限までは、これまで同様に利用させていただき、使用期限後のことにつきましては、美浜・三方環境衛生組合において、関係機関と協議をさせていただき、検討をしてまいるという形になりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

ありがとうございました。それでは、最後の質問です。

若狭広域行政事務組合における可燃ごみ処理施設以外の共同事業の取組状況についてお伺いします。

若狭広域行政事務組合では、可燃ごみ処理施設をはじめとして、1市3町が広域的に取り組むことによる経費の削減効果を生み出しながら、それぞれが役割分担をしていくこととしています。

先ほどの質問で、エコクル美方の今後の在り方にも大きく関係することでもあると考えます。協定の期限が到来するまでに広域で取り組むリサイクルプラザや最終処分場について結論が出せるのか、現時点の状況をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

平成28年度に嶺南地域広域連携ビジョンを嶺南地域広域行政推進委員会において策定され、可燃ごみ処理施設については、人口や地理的な条件を考慮し、敦賀市と美浜町の2市町で一つの枠を、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町で一つの枠を構成し、その中で各施設をできるだけ集約することが望ましいと示されております。

また、平成29年度には、構成4市町で「若狭広域行政事務組合」が設立され、組合が共同処理する事務といたしましては、可燃ごみ処理施設の設置や管理及び運営に関す

ること、斎場の設置や管理及び運営に関すること、また、リサイクル施設及び埋立て処分場に関する調査研究に関する事務が掲げられております。

可燃ごみ処理焼却施設につきましては令和５年度より、可燃ごみ中継施設につきましては令和６年度よりそれぞれ本格稼働をしております。

斎場につきましては、若狭町以外の３市町の共同事務として取り組んでおり、おおい町もしくは小浜市における建設候補地の選定を目指して慎重に進められているところであります。

また、リサイクル施設及び埋立て処分場につきましても現在、調査研究を進めていくという予定でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後、進捗につきましても、組合議会や町議会の中でもしっかりと御説明をしていながら、町民の皆様にも御理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○８番（熊谷勘信君）

ありがとうございました。それぞれの市町の状況によるところがありますが、若狭町としても、エコクル美方の使用について、協定に基づく年限もあります。そして、美浜・三方環境衛生組合での今後の見通しも十分見据え、若狭広域行政事務組合での議論を高めていただきたい。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、午後１時まで暫時休憩します。

（午前１１時４４分 休憩）

（午後 ０時５８分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

９番、島津秀樹君。

島津秀樹君の質問時間は１時５９分までとします。

○９番（島津秀樹君）

それでは、午後一発目でございますが、よろしく願いをいたします。

今日は、「空き家の活用の推進と補助制度について」という質問と、あとは「公営住宅の建設について」ということの質問をさせていただきます。

公営住宅のほうは、「住宅セーフネット法」という法案のことにも少し触れさせてい

たきますので、よろしくお願いいたします。

5月17日の福井新聞の論説に、福井県内の空き家が昨年10月1日時点で5万2,700戸となったと、県別の統計の残る1958年以降、最多となったと掲載をされています。

若狭町においては、昨年の調査で、457件の空き家が報告されています。その中には特定空き家の対象となるものも含まれておりますけれども、福井県内の空き家率は実に15.5%、若狭町では約9%、1割程度であろうかと思えます。全国的な傾向ではありますけれども、若狭町のデータでも、今後も空き家が増えていく要因の中に65歳以上の御夫婦の世帯、それと65歳以上のひとり暮らしをされている世帯が約1,300世帯、実に全世帯の3割ぐらいあるわけです。そのような中で、県内での空き家対策では、空き家情報バンクを通じた支援制度がありまして、今年度からは子育て世代の空き家の交流、リフォームの支援制度が少し拡充をされております。

そこで、お尋ねをいたします。若狭町での現在の支援制度にはどのようなものがあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、島津議員の御質問にお答えをいたします。

若狭町の空き家につきましては、初めて空き家現況調査を行った平成22年度から現在に至るまで増加傾向にあります。この状況に対し、若狭町では平成23年度に「若狭町空き家情報バンク」を設置し、空き家利活用の推進に取り組んでまいりました。

その後、空き家対策をより計画的に進めるため、平成29年度に「若狭町空き家等対策協議会」を設置し、放置すれば保安上危険となる空き家、いわゆる「特定空き家」の対策も進めており、空き家の活用と除去の両面から空き家の減少対策に取り組んできております。

なお、町が実施しております支援制度の詳細につきましては、この後、総合政策課長から答弁をさせます。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、町が行っております空き家活用への支援策についてお答えします。

現在、若狭町の空き家に対する支援策としましては、主に空き家対策のための相談支

援と各種財政支援を行っております。

まず、相談支援としましては、空き家に関する専門家の司法書士や宅地建物取引士、建築士等による「空き家と住まいのなんでも相談会」を年2回開催し、町内の空き家で困っている所有者への相談や助言を行っております。

これにより、空き家所有者の意思確認を行いながら、空き家バンクへの登録につなげるとともに空き家所有者の不安を少しでも解消するよう取り組んでおります。

また、財政支援につきましても様々な支援を行っております。

まず、1点目は、空き家リフォーム補助として、空き家情報バンクに登録されている空き家を購入・賃借する活用者に対し、補助をしております。

2点目に、空き家を移住体験用住宅として活用する事業者や所有者に対し、補助をしております。

3点目に、老朽危険空き家等の所有者に対し、撤去費用の補助をしております。

4点目に、空き家で困っている所有者に対し、司法書士との個別相談の補助を行っております。

以上、申し上げましたように、空き家に関する様々な支援を行いながら、空き家の利活用に向けた対策に努めております。

○議長（辻岡正和君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

今、一応、御説明いただきましたけれども、若狭町での現状の支援制度においては、空き家の買主または借主の方に対して、リフォーム費用60万円を補助するものと、また、移住体験用の住宅への事業所や所有者への補助など、そして、「空き家と住まいのなんでも相談会」と、これ年2回行っているとのことでした。

50歳未満の方へは、県の移住支援金（全国型）ということで、そういうのもあります。

上中駅の周辺地域で行われているスマートエリア構想区域の中での空き家リノベーション補助金というのがありますけれども、そこには所有者、また、事業主に対して改修費用、最大400万円の支援があるということでもありますけれども、それに対して、その持ち主がいま一步踏み出したいけど踏み出せないなというような感覚もやっぱりあると思います。この空き家を利用して事業を進めたいと思っている事業主は別としまして、個人の所有者が利活用を考えている方とのマッチングのシステムというのが必要なのではないかなとは思っています。空き家の所有者に補助金だけ出して、利活用に関してはそっ

ちで考えてというような丸投げみたいなことは、少々きついかないという思いはあります。

今後、支援策として拡充していくとするならば、補助金はもちろんですけれども、次世代定住促進協議会やコンサルタントなどの専門的な助言を受けられるようなソフト面での支援策が必要だと思いますし、空き家の存在する地域の集落の皆さんの支援も必要だと思いますけれども、いかがでしょうか、お伺いをします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、島津議員の御質問にお答えします。

先ほどお答えした内容のとおり、空き家対策につきましては様々な支援策を講じております。可能な限りで相談支援や財政支援を行っているところでありますが、今後、必要となってくる対策としましては、空き家もしくは空き家予備軍の所有者の将来の空き家に対する危機意識を高めること、そして、空き家情報バンクへ多くの空き家が登録されること、さらには空き家と空き家を購入または賃借する購入者等とのマッチングを拡充させることが急務であると考えております。そのためには、空き家の相談支援を拡充し、より良い状態のうちに空き家情報バンクに登録していただき、民間団体が行っている空き家マッチングツアー等を通じて、多くの空き家希望者に若狭町の空き家を知っていただく活動を進めていくことが大切と考えております。

また、空き家に居住する購入者等がその集落や周辺住民と協働し、さらには地域で活躍できるよう、居住に向けた、より一層のきめ細かな支援や、集落、仲介事業者、行政が一体となった居住後のフォロー体制も重要だと考えております。

○議長（辻岡正和君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

地域の中で、移住者が大変多いというところでは、海士坂という集落は、移住者の方に大変、人気があるということです。これは、集落の方みんなが、その集落の中の空き家に対しての関心を持っておられて、みんなで何とかせなあかんというふうな関心を持っておられます。また、移住者の方を受け入れる体制が自然とできている環境といいいますか、集落の祭りやイベント等にすぐに溶け込めるような環境なんですね。非常にそこも参考になると思います。

次に、先ほど答弁がありましたが、その空き家の所有者向けには、特定空き家に対する解体費用の助成もありますけれども、売却や賃貸をしたい方用には、今、何もない状

態です。さきにも申し上げたように、将来、空き家になるならば、空き家になる前に売却や賃貸としてその活用をすることによって、それy 空き家対策になろうかなというふうに思います。そういう場合の支援は考えられないのかなということで、例えば、自宅を売却あるいは賃貸して自分たちはアパートとか借家住まいをするときのその引っ越し費用であるとか、自宅の片づけの費用であるとか、そういうものなどに補助をしていただけることはできないのかなというようなこともあります。

また、現在は空き家のその取得、また賃貸された方に対してのそのリフォーム費用60万円とありますけれども、今年度、拡充された子育て支援、若い方向けのその支援策というのは、やっぱりどこの市町でも、若者はおいでよというようなことで、御年輩の方にはちょっと寂しいような制度に思います。気持ちは分からんでもないんですけども、子育て世代が優先されているなということでもあります。年齢等にかかわらず、移住されてきた方をおもてなしするための補助制度を少しでも、少額でも結構ですし、検討できないのかなと。ちなみに、美浜町なんかは補助があるんですね、移住されたきた方に対しては。そういうところも検討していただけないかなというふうに思います。ちょっとお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、島津議員の御質問にお答えします。

議員御質問の空き家に関する既設の補助金につきましては、先ほどお答えしたとおりで、空き家情報バンクに登録された空き家の取得を目的とする補助金はありません。しかしながら、若者世帯や子育て世帯が新たに住宅を求める場合や町外からの移住世帯など、対象者を限定した空き家取得に関する補助金は、移住・定住を勧める当町において、新たな支援策として有効であると考えますので、移住・定住施策において検討をさせていただきます。

なお、空き家の所有者に向けた補助につきましては、特定の空き家の除却に対する補助のほかはありません。これは、本来、空き家は個人の資産であり、それを利用し適切に管理することは所有者の責務であることから、町としましては、空き家情報バンクの周知や将来に向けた意向調査の実施、所有者等に対して適切な管理を促すなど、空き家情報バンクへの登録や管理の重要性を周知することで、管理不全の空き家を増やさないよう側面からの支援を継続してまいりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

移住・定住促進策というのは、質問にも関連をしますが、十分な検討をお願いをしたいと思います。

次に、「近居」という言葉をお聞きになったことがおありでしょうけれども、近年のライフスタイルの中で、親やおじいちゃん、おばあちゃんとの適度な距離をキープでき、そしてまた、家族のサポートも受けやすく、子育ても応援をしてもらえて、お互いの生活リズムの違いにもストレスなく生活できるという点ではメリットがあると言われてはいますが、そのような「近居」に空き家を利用してもらうために、先ほど川島議員の質問で答弁にありましたけれども、子育て世代向けの支援策の充実も併せてその「近居」というものに対しての支援というのもお願いできないかなということでお伺いをしたいと思います。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、島津議員の御質問にお答えします。

若狭町では、親と「近居」であるか否かにかかわらず、若狭町空き家活用支援事業補助金において、若狭町の空き家情報バンクに登録された空き家の購入者に対し、リフォームに係る費用を支援しております。

議員御提案の「近居」を目的とした空き家への移住支援につきましては、多くの効果が期待できますので、先ほど答弁させていただきましたとおり、移住・定住施策に関連して検討をさせていただきますが、「近居」のため、町外から町内の空き家への移住を検討されている場合は、所有者や仲介する不動産会社等を通じて、まずは空き家情報バンクへの登録を進めていただきますようお願いを申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、通告書では、国や県の予算についてお伺いすることとなっておったんですけども、ちょっと漠然としていましたので、少し細かい質問にさせていただきたいと思います。

空き家を売却しようとする方は、引渡し後のトラブル回避、また、購入者が安心して購入できる判断材料とするために空き家診断というのをしていただきたいのですが、持ち主からすると、この診断をすると、逆に売れにくくなってしまうのではないかなという心配をされて、この制度は本当に利用度が低いというのが現状であります。見直しが検討されているということでありましたけれども、これはその制度のアピール不足と、単純に空き家を処分するというその個人の方の、処分したいというだけで、不動産というその高価なものを買ってもらおうという売り主側の認識不足といえますか、そこがちょっと欠けているのかなという気がします。やっぱり空き家情報バンクの掲載内容にも、「診断済み」という情報が掲載されると、買う側も安心して購入を検討していただけるのではないかなとも思います。

県内では、7つの市町が取組に参加をしておられ、その物件がふくい空き家情報バンクに登録をしてあって、また、福井県宅建協会の会員が仲介業者であれば、例えば、診断費用に6万円かかったという場合でも、個人の負担金は9,000円ぐらいだということです。若狭町もぜひこの制度に参加していただけないかなと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、島津議員の御質問にお答えします。

議員御質問の空き家診断制度は、空き家を売買などする前に、建築士が空き家の基礎や外壁などの劣化や不具合の状況を診断することにより、所有者並びに利用者が診断の結果を共有し、安心した取引や取引後のトラブルを回避できるもので、県内では7市町が実施しており、嶺南では敦賀市とおおい町が取り組んでおります。

この制度は、空き家の流通促進を目的に補助も充実しており、要件を満たせば、最大で約1割程度の負担で診断を行うことも可能で、診断を受ける必要性も感じられますが、診断の結果によっては、取引にマイナスに働くことも十分考えられますので、活用の見込みや、さきに取り組んでいる嶺南市町での状況も参考にしながら検討をさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

能登半島の地震が発災してから、今、住んでいる住宅の耐震診断には多くの申込みが

あるようです。これは、売りたい者に対しての現状を買い主にちゃんと伝えるというのは、これは義務です。ただ、空き家診断をするというのは、これは義務ではありませんけれども、そここのところを空き家バンクに登録されるときに、所有者にお伝えしていただく必要があるのかもしれない。

最後に、福井新聞の論説でも述べられていましたけれども、空き家対策がどのように進んでいっても、全国的には空き家はどんどん増加をしていくでしょう。そして、都市部と地方での支援策の在り方というのは、やはり実情に応じていろんな対策というのは変わってくると思いますから、これはいろいろ考えてやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、公営住宅についての質問をさせていただきます。

日本では、「公営住宅法」に基づいて公営住宅が整備をされております。

まずは、若狭町においての公営住宅の必要性と役割は何でしょうか、お伺いをいたします。

○議長（辻岡正和君）

吉村建設課長。

○建設課長（吉村卓也君）

それでは、島津議員の御質問にお答えをいたします。

公営住宅につきましては、公営住宅法第1条の規定のとおり、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とされております。公営住宅は、低額所得者などの住宅セーフティネットとしての役割があり、今後もその必要性は継続されるものと考えております。

○議長（辻岡正和君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

今、課長が申されましたように、公営住宅は低所得者や身体障がい者などを対象に低廉な家賃で安定的に住宅を提供されるための重要な制度であります。

先ほど空き家の質問の中でも申し上げましたけれども、近年、町内でも高齢の方だけの世帯が多くなっております。高齢者向けの住宅を確保する必要があり、高齢者が安心して生活できる環境を整備することが求められるということでもあります。

他方、少子高齢化が進む人口減少社会の中で、シングルマザー世帯あるいはひとり親世帯などが増加をしています。公営住宅は社会的な基盤として欠くことのできない役割を果たしています。高齢者や障がい者、ひとり親世帯が安心して生活できる住宅を提供することが町民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与していくものと思います。

ここで、当町の公営住宅の戸数と入居状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

吉村建設課長。

○建設課長（吉村卓也君）

それでは、御質問にお答えします。

公営住宅は大鳥羽団地に6棟、16戸あり、現在、12戸に入居されており、4戸につきましては政策空家としております。

○議長（辻岡正和君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

以前、2か所あった公営住宅も現在は大鳥羽の公営住宅のみとなっておりますけれども、建設されたのが昭和の時代でもありまして、建物自体も相当古くなっております。戸数としても、とても足りているとは思えません。近年、高齢者の入居希望者が民間の賃貸住宅での申込みが非常に増えています、この若狭町内でも。高齢の方にとっては、入居時の審査等で大家さんに拒絶されることが大変多い、そういう方たちの支援として公営住宅の新規の建設が必要だと思いますけれども、今後、新規で公営住宅の建設をする計画はないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（辻岡正和君）

吉村建設課長。

○建設課長（吉村卓也君）

それでは、御質問にお答えします。

平成27年度に策定しました「若狭町営住宅マスタープラン」の公営住宅の整備方針に基づき、財政計画と調整を図りながら、社会経済情勢や国・県の住宅施策の動向を踏まえ検討しておりますが、低額所得者の住宅不足を緩和する必要があると認められる場合は、新規供給を行わなければならないと考えております。

○議長（辻岡正和君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

必要が認められる場合は、検討するというようなことでありますけれども、実際、今は必要になってきているんじゃないかなと私は思います。

平成19年に制定されました「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」、俗にいうその住宅セーフティネット法というのは御存じだと思います。今年の3月にも改正がなされていますけれども、次の質問に関連しますので、少しお尋ねをしたいと思います。

この法律では、基本方針が県で作成されている計画に基づいて町でも計画を作成することはできますけれども、若狭町では、市町村賃貸住宅供給促進計画というのは作成されているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（辻岡正和君）

吉村建設課長。

○建設課長（吉村卓也君）

それでは、御質問にお答えします。

市町村が作成する賃貸住宅供給促進計画につきましては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進を目的に、供給目標や目標達成に必要な事項を定めるもので、県内では作成している市町はなく、若狭町におきましても作成はしておりません。

○議長（辻岡正和君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

当町では、今現在、計画はないとのことでしたし、県内の市町村にもないとのことでした。この法律は、低所得者や高齢者、障がい者、子育て世帯、被災者などのその住宅確保要配慮者と言われる住まいの確保が難しい方々を支援するために制定された法律であります。公営住宅の必要性和役割においても目的はほとんど同じだと思います。この法律が設けられた背景には、「空き家の増加」、それから、「住宅確保要配慮者の増加」という、この2つの問題がございます。この法律は、「住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録制度」、それから、「登録住宅への改修や入居者への経済的な支援」、「住宅確保要配慮者に対する居住支援」という三本柱から成り立っています。今日は、これについての細かい質問はいたしませんけれども、先ほど申し上げましたけれども、高齢者の入居希望者が民間の賃貸住宅での申込みが増えています。しかしながら、さっきも言いましたけれども、大半の大家さんは、高齢者の場合、居室内での死亡事故に対する不

安、あるいは家賃の債務保証、見守りや生活の支援、死亡時の残存家財の処理などの不安から拒否される方も多く見られています。

これまでの法改正では、このようなことへの不安解消に向けた内容も盛り込まれておりまして、居住支援協議会、または居住支援法人などの支援のもとで入居しやすい環境が整ってきていますが、まだまだ不十分だと思います。当町においても、一般社団法人「健康生きがいサポート互助会」であじさい団地を受け入れされておりますけれども、この現状に非常に前向きにサポートしていきたいというようなことも考えられております。あそこでもやはり高齢者の方々からの入居申込みが結構多くあるということをお聞きをしております。

この法律で求められている居住支援協議会は、県には、今、設置はされているようでもありますけれども、当町もぜひ設置を前向きに検討していただいて、民間業者や個人空き家の所有者がそういう方に賃貸しやすい環境を一刻も早く整備していただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、お答え申し上げます。

民間事業者との連携につきまして、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が今後、増加した場合、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅では大幅な対応が見込めないことから、公営住宅だけではなくて民間賃貸住宅も含めた住宅セーフティネットを構築していく必要があると考えております。要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居を支援するため、行政機関及び関係団体と連携体制の構築が必要となります。

県が策定した福井県住宅・宅地マスタープランでは、全市町において居住支援協議会の設立を目標とするというふうにされておりますので、当町におきましても、要配慮者の増加が見込まれる中、要配慮者の方々が安心して住まいを確保していくためにも、居住支援協議会の設立につきましては前向きに検討していかなければいけないというふうに考えております。

また、議員御指摘の積極的な空き家の利活用であったり、近居に対する支援、また、高齢者の方が増加したり、物価高の今、状況も続いております。社会情勢を踏まえて住環境の向上や町民の福祉の増進に重きをおいて、公営住宅の民間活力の導入も含めて必要な施策を講じていかなければいけないというふうに考えておりますので、よろしくお

願ひ申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

ありがとうございました。今回のそのセーフティネット法の法改正の背景には、今言われたように、単身の高齢者の世帯、この2030年頃には全国で800万世帯になるだろうという見通しであること、また、孤独死とか、死亡、先ほども言いましたけれども、残置物の処理、家賃補償など、大家さんへの不安というのも解消してあげることも必要ですし、そうかといって、また賃貸の空き家というのは、一定数存在するわけです。それをうまくことマッチングして利用するというのも大事かと思います。

今回の法改正の中には、本当に、一つには、大家さんと要配慮者、双方が安心して利用できる環境整備、そして、二つには、各市町がその居住支援の協議会を早く設置して、住宅施策と、そしてまた、福祉の施策とが連携して地域の居住支援体制を整備すること、そして、三つ目には、居住支援を行う法人による入居中のサポート、入居前から入居中、そういうサポートを行えるような法律上の居住安定援助賃貸住宅といいますけれども、これの町が指定する法人、あるいは町が指定するアパートであるとか、そういう賃貸住宅というものの認定制度というものを創設していただいて供給を促進すること、それが目的とされております。この居住サポート住宅の供給戸数を増やせるように、できる限り早急に対応していただけるようお願いを申し上げまして、今日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 1時32分 休憩）

（午後 1時34分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

13番、北原武道君。

北原武道君の質問時間は、2時34分までとします。

なお、北原議員より、資料提示の申出がありましたので、これを許可しました。

○13番（北原武道君）

北陸新幹線・敦賀延伸後、初めてのゴールデンウィークがありました。県内には、これまでにない多くの観光客が訪れたと報道されております。本町も、この新幹線・敦賀

延伸をターニングポイントとみなして、二次交通の充実、観光地の整備など、誘客に努めてまいりました。

そして、町長は、5月臨時会で、「4月27日から5月6日までのゴールデンウィーク10日間で、レインボーライン山頂公園の入園者は2万人を超え、過去最高を記録した。今後とも、新幹線敦賀開業の効果を活かして、さらなる観光誘客、交流人口の拡大を進めたい。」、このように挨拶をされたところであります。

新幹線・敦賀延伸に伴う交流人口の動向に関して質問をいたします。

最初に、本町の主な観光地の「入込客数」について伺います。

まず、連休期間中についてです。連休期間中における1日当たりの「入込客数」をお尋ねします。そして、昨年との比較もお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

田中観光商工課長。

○観光商工課長（田中啓司君）

それでは、北原議員の御質問にお答えします。

主な観光地や観光施設4か所の連休期間、1日当たりの入込客の数と昨年の数及び比較については、レインボーライン山頂公園は、令和6年度が2,172人、令和5年度が2,059人、対前年比5%の増。道の駅三方五湖は、令和6年度は1,801人、令和5年度は1,915人、対前年比は6%の減。瓜割の滝は、令和6年度は555人、令和5年度は376人、対前年比47%の増。道の駅若狭熊川宿は、令和6年度は3,839人、令和5年度は4,116人、対前年比は7%の減といった状況であります。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

それでは、連休後についてであります。

同じ1日当たりの入込客数について、連休が明けてから、5月末日、31日までの期間ではどのようなになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

田中観光商工課長。

○観光商工課長（田中啓司君）

それでは、御質問にお答えします。

同様に、連休後となる5月末日までの1日当たりの入込客の数と昨年の数及び比較については、レインボーライン山頂公園は、令和6年度が1,703人、令和5年度81

1人、対前年比110%の増。道の駅三方五湖は、令和6年度が583人、令和5年度693人、対前年比16%の減。瓜割の滝は、令和6年度192人、令和5年度229人、対前年比16%の減。道の駅若狭熊川宿は、令和6年度1,527人、令和5年度2,006人、対前年比23%の減といった状況でございます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

たくさん数字を答えていただきましたので、一目で分かるようにグラフにいたしました。前年対比のグラフでございます。これがここのこのラインですね。このラインが1と、前年と同じということですね。これよりも下が前年よりも少なかったと、上が多かったという、こういうその数値になります。1日当たりの数でございます。青いのが連休中、赤いのは連休後でございます。一目で分かりますけれども、レインボーライン山頂公園は去年よりは増えている、特にこの連休後については2倍以上になっているという大変な入りようでございます。それに比べまして、連休中も連休後もこの道の駅ですね、三方五湖、熊川宿、ともに前年を下回っているという、こういう状況であります。

次に、宿泊の状況について伺います。

まず、連休期間中です。連休期間中における1日当たりの宿泊客数及び昨年度の比較をお尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

田中観光商工課長。

○観光商工課長（田中啓司君）

それでは、御質問にお答えします。

同じく、連休中の今年と昨年の町内宿泊施設の1日当たりの宿泊客数の対前年比についてですが、宿泊客数を把握されている1軒に確認したところ、令和6年度が57人、令和5年度が64人と、対前年比は11%の減でございました。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

ある一つの宿泊施設のデータということでしたけれども、宿泊定員が50人をはるかに超える施設でありますので、この宿泊客が減っているという傾向は、町全体の宿泊客の動向を示しているというふうに思われます。

私、民宿等で話を伺ったりしましても、そのような感覚を持っております。

それでは、連休後はいかがでしょうか。連休が明けてから５月末日までの期間ではどのようになっていますか、宿泊客数ですね、お尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

田中観光商工課長。

○観光商工課長（田中啓司君）

それでは、御質問にお答えします。

連休後となる５月末日までの今年と昨年の同様の宿泊施設での１日当たりの宿泊客数と対前年比についてですが、令和６年度３９人、令和５年度６０人、対前年比は３５％減でございました。ただ、昨年の数については、連休後に全国旅行支援による割引や地域クーポンの特典があったこともあり、その影響もあったのかと考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○１３番（北原武道君）

連休後、去年と比べて３５％減った、昨年と違ってクーポンがなかったと、こういうふうなお答えでございました。このクーポンに関係のない連休中も、先ほど１０％減っているということで、減っているという傾向は偶然的なものではないというふうに思います。ゴールデンウィーク、そして、ゴールデンウィークが終わってからも宿泊客は昨年よりも少ない。新幹線効果は宿泊客の増加にはつながっていない、これが現実だろうと思います。

本町を含む嶺南地域では、新幹線を降りてからの二次交通の充実に力を注いでまいりました。本町では、二次交通の目玉として、「ゴコイチバス」がございます。

続いて、ゴコイチバスに関して質問をいたします。

昨年までは社会実験として実証運行されておりました。新幹線敦賀延伸後は本格運行されております。実証運行と本格運行では、運行便数やコースは同じではありません。そういうことですが、単純化してお尋ねしたいと思います。

連休期間中におけるバス１台当たり、そのゴコイチバス１台ですね、１台当たりの乗車数及び昨年との比較をお尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

田中観光商工課長。

○観光商工課長（田中啓司君）

それでは、御質問にお答えいたします。

ゴコイチバスは、北陸新幹線、金沢・敦賀間開業に合わせて、令和６年３月１６日か

ら三方五湖及び熊川宿エリアの周遊を目的に運行しており、運行日は毎週土曜日と日曜日、また、5月のゴールデンウィークの連休中は毎日、運行しておりました。

お尋ねの連休中の1日当たりの乗車数ですが、令和6年の連休は10日間で、1台当たりの乗車人数は6.8人、令和5年度の連休は9日間で、1台当たり5.4人となっております。対前年比は25.9%の増となっております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

ゴコイチバスは、レインボーラインや熊川宿へのアクセスの利便性を図ることを中心目的としています。レインボーライン山頂公園でバスに乗り降りした乗客の数、熊川宿でバスに乗り降りした乗客の数、これをお尋ねします。

降りた人が、ある時間後に、またそのゴコイチバスに乗れば、そのバスで乗り降りした乗客の数、このバス停でですね、それは乗降客数は2人ということになります。そういう勘定でお尋ねをするわけですが、バス1台当たりについて、この乗降客数は何人になるのでしょうか。まず、連休期間中についてお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

田中観光商工課長。

○観光商工課長（田中啓司君）

それでは、御質問にお答えいたします。

令和6年度の連休中におけるレインボーライン山頂公園は、1日9便の運行で、1台当たりの乗降客数は3.9人となっております。熊川宿につきましては、下ノ町と道の駅を含んでの数字となりますが、1日4便で1台当たり1.3人となっております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

それでは、連休後はいかがでしょうか。連休が明けてから5月末日までの期間（土・日運行）ではどのようなになっていますか、お尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

田中観光商工課長。

○観光商工課長（田中啓司君）

それでは、御質問にお答えいたします。

令和6年度の連休後、5月末までのレインボーライン山頂公園は、1日9便の運行で、

1 台当たりの乗降客数は4.4人となっております。

熊川宿につきましては、下ノ町と道の駅を含んでの数字となりますが、1日4便で1台当たり1.5人となっております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

ゴコイチバスは、令和3年から実証運行（いわゆる社会実験）を行いまして、新幹線敦賀開業を機に本格運行に移行いたしました。

実証運行でどのような知見が得られ、それをどのように本格運行に活かしたのか、お尋ねをいたします。

○議長（辻岡正和君）

田中観光商工課長。

○観光商工課長（田中啓司君）

それでは、御質問にお答えいたします。

ゴコイチバスは令和3年度から令和5年度までのゴールデンウィークや秋の行楽シーズンにあわせて土曜日、日曜日に運行し、JR敦賀駅から三方五湖エリアを周遊するコースで、JR小浜線との連絡など、ダイヤ等を見直しながら実証運行を行ってまいりました。ゴコイチバスの運行当初の令和5年度は、1日あたりの利用者が29.4人、令和4年度は23.8人、令和5年度は39.5人と利用者も増えてきております。

また、調査では、県外の利用者が増加し、さらに関東からの利用者も3割を占めることとなっています。アンケート調査では利用者の6割の方が「ゴコイチバスが運行していなかったら三方五湖には来ていない。」との回答をしており、ゴコイチバスは新幹線開業後の観光ニーズに合った移動手段であると考えております。

また、本格運行にあたりましては、若狭町で実証運行を行ってきた、三方地域と熊川宿を結ぶクマゴコバスの路線を加えるとともに、過去の実証運行の結果を踏まえて、北陸新幹線、JR小浜線、JRバスなどとの乗り継ぎや、レインボーライン山頂公園等、観光施設の滞在時間についても十分考慮した運行ダイヤに改めております。今後も引き続きアンケートを実施し、利用者のニーズを把握するとともに、新幹線利用者以外にも広く周知を行い、さらなる利用者の増加を目指してまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

答弁いただきましたけど、年度ごとの利用者ですね、1日当たりの。令和3年、令和4年、令和5年という順で答えになったと思うんですが、令和3年に29.4人、令和4年23.8人、令和5年39.5人ということだと思うんですけども、この一番最初の令和3年のところを令和5年とおっしゃったような気もいたしますので、ちょっと後ほど確認をいただきたいと思います。

いずれにしても、この令和3年が29.4人、令和4年23.8人、令和5年が39.5人ということで増加はしてきていると言えるわけですね。確実に増えてきているというふうに言えるかと思います。確かに、そういう意味では、二次交通としての役割を果たしつつあるというふうに思います。まだまだ採算ラインにはほど遠いと思いますけれども、関係者がいろいろと知恵を絞って、今ほどお伺いしました実証運転ですね、そういう中で知恵を絞って、改善を重ねて、そういう結果であろうというふうに思います。しかし、二次交通が充実して町内の観光地をスムーズに周遊できるようになると、そのようになればなるほど、反面、町内で宿泊する「滞在型の観光客」が減っていくのではないかと、私はそのような予感がいたします。

次の質問に移ります。

農林水産省のホームページに「梅ツーリズム」と名づけて、和歌山県みなべ町、群馬県高崎市、埼玉県越生町、東京都青梅市、神奈川県小田原市と並んで本町の取組が紹介されております。「梅ツーリズム」は滞在型の観光につながるのではないかと、先ほどの滞在型ですね、このように思い、注目するところであります。

「梅ツーリズム」について質問いたします。

まず、「梅ツーリズム」として、本町ではどのようなイベントや取組を紹介しているのか。そのイベントや取組に関して、町行政はどのような関わり方をしているのか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（辻岡正和君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、北原議員の御質問にお答えします。

梅産地選出の国会議員と当町を含めた6市町が構成委員となり、「梅振興議員連盟」の総会が毎年6月の梅の収穫時期に併せて参議院会館で開催されます。令和5年度の総会において、「梅ツーリズム」についての取組を進めていくこととなり、加盟する市町の情報発信を目的に、農林水産省が取りまとめたホームページ上で紹介ガイドが作成されました。このガイドの中で、若狭町では、主に梅の花が見頃の時期に開催されるイベ

ントや青梅の収穫体験等の情報を提供しております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

本町には、梅に関するいろいろなイベントや取組がある、町は、これを「梅ツーリズム」としてまとめて農水省のホームページで発信していると、このような御答弁でありました。今、青梅の収穫体験という話がありました。町を訪れた人が、梅を觀賞するだけでなく、実際に梅農家の作業を体験するものであります。梅を通じて、町外者がより深く本町と結びつくこととなります。単なる観光客、いわゆる交流人口を本町と関係を持ついわゆる関係人口に格上げするものと言えます。この梅の収穫体験に絞って質問を進めます。

本町には、かつて、観光の担当課が所管する「若狭町エコ・グリーンツーリズム推進協議会」というものが存在して、農村民泊やワーキングホリデーを推進していた、梅農家に民泊して梅の収穫作業を手伝ったこともあった、このようにお聞きをしております。

この「若狭町エコ・グリーンツーリズム推進協議会」とはどのような協議会であったのか、目的、構成、実績等を伺います。

○議長（辻岡正和君）

田中観光商工課長。

○観光商工課長（田中啓司君）

それでは、御質問にお答えします。

「若狭町エコ・グリーンツーリズム推進協議会」は、平成20年5月、都市と農村交流を促進し、地域づくりを推進するエコ・グリーンツーリズムを目指す目的で設立されました。構成は、農村民泊やワーキングホリデー、農林漁業体験の受入れを行う者や観光関係者で組織され、役場の観光部署が事務局となりました。設立当初は18名の受入れ農家でスタートしております。

主な事業といたしましては、先進地視察、おもてなし研修、パンフレットの作成、会員同士の意見交換などを行ってきており、令和5年度まで、延べ2,774名を農村民泊で受け入れてまいりました。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

今、説明いただきましたエコ・グリーンツーリズム事業は、現在、継承されていない

ようでございます。断ち切れになったのはどうしてですか、お尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

田中観光商工課長。

○観光商工課長（田中啓司君）

それでは、御質問にお答えします。

「若狭町エコ・グリーンツーリズム推進協議会」は、会員の減少により、昨年、休会となっております。休会時点で、農村民泊事業者は3件となっており、休会後も個々に受け入れておられます。

休会となった理由といたしましては、高齢化による事業の廃止やコロナ禍による受入れの中止などがあります。今後、新たに農村民泊の受入れを希望される事業者に対しては、観光商工課として、開業手続や登録などの相談に応じたり、既に実施されている方を紹介するなどの支援を行い、改めてエコ・グリーンツーリズムを推進してまいりたいと考えております。

すみません、先ほどの答弁で、北陸新幹線敦賀延伸に伴う交流人口の動向についてというところで、ゴコイチバスの運行当初の数ということで、1日当たりの利用者を「令和5年度」、29.4人と言いましたが、「令和3年度」に訂正させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたしました。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

今、エコ・グリーンツーリズムの立ち消えになったということで質問させていただきましたけれども、今後、エコ・グリーンツーリズムを改めて推進していくと、このような答弁をいただきました。「梅ツーリズム」という言葉を、私、聞いたときに、エコ・グリーンツーリズムとどんな関連があるのかなと、ややこしいなというふうに思ったんですけれども、ちょっと整理いたします。

エコ・グリーンツーリズムというのは、幅広く農村民泊やワーキングホリデーを意味すると。この農村民泊の受入れ事業者、農家については登録が必要だと、観光商工課では、これを今後、推進していくということだったかと思います。

「梅ツーリズム」ですが、この言葉はこういうことだと思います。本町には梅に関するいろいろなイベントや取組があると、これを「梅ツーリズム」というふうに名づけて農水省のホームページで発信していく、その取組の一つに梅の収穫体験というものがあるんだと。梅の収穫体験、これはエコ・ツーリズムの受入れ農家を実施する場合もある

だろうし、そうでない場合もあるだろうと、収穫体験ですね、というふうなことでちょっと整理をして理解しておきたいというふうに思います。

梅の収穫体験に関して質問を進めていきます。

私、梅の収穫体験には、2つのタイプというか、方向性があると思います。

一つは、いわば「観光型」です。これは私が名前をつけたんですが、参加者は、非日常の体験として「梅もぎ」を楽しみます。例えば、和歌山県みなべ町の「梅収穫ワークショップ」という取組がございます。これは、参加者がみなべ町に滞在し、リモートワークで自分の仕事、会社員なら会社の仕事ですね、これをしながら梅の収穫を楽しみます。令和5年度の参加者は382人というふうに書かれております。梅農家の最も忙しいとき、収穫時ですね、このときに素人が「梅もぎ」をすると、当然、農家のかたは構っておれないと思います。「農家の手助け」というよりは「参加者の楽しみ」という側面が大きいと思います。したがって「観光型」というふうに名づけたわけですね。

もう一つは、「見習い型」というふうに言いましょうか。参加者は働き手の一人として梅の収穫作業を手伝います。例えば、埼玉県越生町の「梅農家体験」という取組は、参加者が1年を通じて梅農家の作業を体験するものでありまして、将来の就農につなげるという位置づけがされております。したがって、「見習い型」というふうに言ったわけですが、令和5年度の参加者は6名であったということでした。

「観光型の梅収穫体験」は、観光が主要な産業の一つになっている本町にとって魅力的であります。

一方、「見習い型の梅収穫体験」は、人手不足・後継者不足を抱える本町にとって魅力的であります。本町でも、このような、これと同じというわけではありませんけどね、このような梅の収穫体験の取組ができないもののでしょうか、その展望について見解をお伺いします。

また、町行政として何かできることはないのか、何ができるのか、そういった点も併せてお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

田中観光商工課長。

○観光商工課長（田中啓司君）

それでは、御質問にお答えします。

観光体験メニューの一つとして行っていく「観光型の梅収穫体験」への取組は、町の観光の幅を広げる意味でも魅力的であると思われます。ただ、実施にあたっては、梅農家の御協力をいただきながら、受入れの体制を整える必要がありますので、関係者の

方々とともに梅収穫を観光体験メニューの一つとして取り組めるかを研究してまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

本年度、近畿圏の小学生から高校生までの「梅もぎ」などの農業体験と農村合宿を試験的に行い、若狭町の梅をはじめとする農業に関心を持っていただくことを目的に、「若狭町ファンによる次世代の担い手づくり応援」事業を実施する予定です。

見習い型の農業体験につきましては、本町で取り組む場合には、募集に係る大変な人手と手間、ワーケーションの仕事場の確保、宿泊先の確保、梅園までの送迎、謝礼と滞在経費の持ちかた、何より仕事と観光に来ている人々に気を使いながら作業をしていただくことを農家さんが喜ぶかどうかなど、検討する課題がたくさんあり、また、その受入れを担当する人の確保を公的機関で行うのか、委託するのかなども大変重要な課題となります。産地として、収穫期の人手として頼りにするには、現在のところ、課題が多過ぎると考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

「梅ツーリズム」の一環であります「梅の収穫体験」について質問してまいりました。今、関西の児童・生徒が本町で農村合宿「梅もぎ体験」をする予定であると、このようなニュースも紹介していただきました。

「梅ツーリズム」という切り口から、梅の振興と観光振興を図っていく、これは過疎化の進行が著しい梅生産地域での地域づくりに貢献するものと思われます。旧三方町の地域は過疎地に指定され、いろいろと国の支援策がございます。こういったものも最大限活用して、また、官民協力して「梅ツーリズム」の取組が進むことを期待いたします。

ちょっと付け足し的になりますけれども、最後の質問をいたします。

本町でも梅の収穫時期には、作業の手伝いに町内外からアルバイトが訪れます。今年は梅は成りが悪いということで、そんなに人手は要らないのかもしれませんが、例年そういうことですね。その中には、宿泊して一定期間、滞在するアルバイトもいるようです。そのようなアルバイトにとって、手軽な移動手段として自転車があると都合がいいと聞いております。しかし、本町では、レンタサイクルの貸出しは1日貸しが限度で、期間貸しはないようでございます。

このようなアルバイトばかりでなく、リモートワークや学生合宿など、一定期間、本町で生活する滞在者のために、レンタサイクルの期間貸し、これが可能にならないかどうか、この点、お伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、北原議員の質問にお答えします。

若狭町が管理運営を行うレンタサイクルにつきましては、三方駅と上中駅を拠点に主に駅を利用する観光客が近場の観光地等を訪れる際に有料で利用をしていただいております、長距離の移動や利便性の向上のため、全て電動自転車に更新をしております。

現在、2つの駅に計18台の電動自転車を設置しておりますが、利用のために充電の必要もあるため、当日の17時までの返却をお願いしているのが現状でございます。

議員御提案の一定期間、町内に滞在する来訪者に対しての貸し自転車の期間貸しにつきましては、貸し自転車として使用しています電動自転車の機能を維持するためにも、利用のために充電が必要であることから、期間貸しに対応していないのが現状でございます。

また、町が管理等をする以外の町内のレンタサイクルの状況につきましても、期間貸しには対応していないのが現状のようでございます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

レンタサイクルは、観光客がJRの駅などから目的地までの往復に使うと、こういうことを想定しているんだという、このような御答弁でございました。私もよくよく考えてみますと、今、自転車があると言いましたけれども、自転車を必要とするような滞在者は、そのほかには余り現状ではないのかなという気もいたします。

都会では、近場の移動、保育園の送り迎えとか、買い物とか、近場の移動に自転車を使うのは普通でございます。将来、都会の人がリモートワークなどで本町に長期滞在をするようになったとき、改めて考えていただきたいと、このように思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

以上で、一般質問が終わりました。

お諮りします。議案審査のため、明日11日から20日までの10日間、休会にした

いと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。よって、明日１１日から２０日までの１０日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

(午後 ２時１７分 散会)